

(案)

つるおかアグリプラン

鶴岡市農業・農村振興計画

《後期計画》

平成27年度～平成30年度



平成27年3月
ユネスコ食文化創造都市
鶴岡市

目 次

I. はじめに	1
II. 計画策定の背景	3
III. 基本的方向性とテーマ	7
IV. 各主体の役割	9
V. 計画期間	10
VI. 推進体制・進行管理	10
全体スキーム	11
VII. 各分野別の振興方策	12
1. 担い手の安定的な育成と確保	13
2. 優良農地の確保と効率的土地利用	19
3. 地域の特性を活かした産地づくり	
(1) 売れる米づくりの推進	22
(2) 土地利用型作物の安定生産	27
(3) 園芸の振興	31
(4) 畜産の振興	38
4. 中山間地域の振興	44
5. 環境保全型農業の推進	49
6. 農業生産基盤の整備	56
7. 交流人口の拡大と農山村の活性化	62
8. 農業の6次産業化の促進	65
9. 地産地消の推進	71
資料編	75

I. はじめに

鶴岡市は、日本海に接する延長 64.7 km の海岸線に始まり、メロンの一大産地である庄内砂丘、日本有数の米どころであり、枝豆のトップブランド・だだちゃ豆を生産する庄内平野、庄内柿や温海カブ、藤沢カブなどの在来野菜が数多く存在する中山間地域、山菜やキノコをはじめとする山の幸のほか、畜産の拠点である放牧場を有する山間部など変化に富んだ地勢を有しています。

こうした環境の中、安全で美味しい鶴岡産の農産物は、長年の経験に培われた優れた生産技術を有する生産者の手によって、連綿として生まれ受け継がれてきました。

このように風光明媚で東北一広い行政面積を有する本市も、平成 17 年 10 月 1 日の市町村合併以来、今年で 10 年目の節目の年を迎えます。

平成 21 年 1 月に策定された鶴岡市総合計画を踏まえて、平成 23 年 5 月に策定された鶴岡市農業・農村振興計画『つるおかアグリプラン』では、平成 30 年度を目標年に、食材の宝庫・鶴岡の基礎を成す本市農業の振興を図るため、「生産」「加工」「販売」の好循環の形成を基本目標とし、高品質な農産物の安定的な生産はもとより、農業の 6 次産業化*や幅広い実需者との連携強化による販路の確保などに加え、合併後間もないことから地域別の振興策も盛り込んだ内容となっていました。

しかしながら、現在、かつて経験したことのない米価の長期的な低迷や米政策の大幅な見直しなど、農業を取り巻く環境は大きなうねりとこれまでにない大転換期を迎えており、こうした状況下にあるときにこそ本市農業の底力を見せ、農業の活力と地域の豊かさのさらなる向上に向け、本市の農業に携わる全ての人々の力を結集した取組を展開する必要があります。

平成 26 年 3 月には、計画期間を平成 30 年度までの 5 年間とする鶴岡市総合計画後期基本計画が策定されました。この中で本市の基幹産業である農業は、環境保全型農業や農商工観連携、6 次産業化、地産地消、グリーン・ツーリズムの推進など、鶴岡ルネサンス宣言*に基づく「創造文化都市」及び「観光文化都市」の一翼を担うものと改めて位置付けられ、新たなまちづくりの指針として、各種施策を展開することとなっています。

また、本市は平成 26 年 12 月、ユネスコ創造都市ネットワーク食文化部門*に、日本の都市として初めて加盟が認定されました。これは本市の誇るべき食文化がユネスコによって世界的に認められたものであり、食文化にとどまらず農産物をはじめ本市の食材を広く PR する絶好の機会であると同時に、新たな市場となり得る海外輸出に向けた追い風につながることを期待されます。

こうした様々な状況を踏まえ、総合計画後期基本計画の農業分野のアクションプランとして、魅力ある豊富な資源を活用しつつ、本市の農業を取り巻く全ての関係者が一丸となって地域の総合力を発揮し、“鶴岡らしい農業”の創生に向け、本市ならではのオリジナリティー溢れる農業政策を展開するために本計画を策定することといたしました。

※6 次産業化

農林水産業者（第一次産業）が生産だけでなく、食品加工（第二次産業）・流通販売（第三次産業）にも取り組むこと。

※鶴岡ルネサンス宣言

先人たちの知恵と努力によって築かれた本市の歴史、文化、産業、豊かな自然を新しい観点から活用するとともに、市民・地域・行政が強調・協力し、地域の総合力を発揮することで、持続可能な希望あふれる鶴岡市を目指す成長戦略で、主に5つの文化都市宣言から構成される。

※ユネスコ創造都市ネットワーク食文化部門

加盟する都市が国際ネットワークの中で連携して、創造的な地域産業を振興し、文化の多様性保護と世界の持続的発展に貢献することを目的に、ユネスコが2004年に創設した制度。



II. 計画策定の背景

全世界的な人口の増加に伴う食糧不足が進む中、国内では少子化や嗜好の変化によるコメ離れなど、「食」と「農」を巡る環境は、相矛盾する状況が混在化しています。

ここでは、国、山形県、庄内地域、鶴岡市の現状とそれぞれが抱える課題や今後の施策と方針に触れながら、安全・安心な「食」の提供と、命のつながりを支える「農」の重要性について整理します。

1. 国の動き

国は平成 25 年 12 月 10 日に、今後の農林水産政策の方向性を示す「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定しました。

このプランでは、世界の食市場が今後 10 年間で倍増すると見込まれる中、国や品目ごとに輸出戦略を策定し、農林水産物や食品の輸出額を 2020 年までに 1 兆円にする目標を掲げるとともに、生産者等が生産から加工、販売までを担う 6 次産業化についても支援を強化し、農産品の付加価値を高めることによって、同様に 2020 年までに市場規模を現在の 1 兆円から 10 兆円に拡大することとしています。

こうした取組によって、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指し、農林水産業の産業としての競争力を強化するとともに、農業・農村の有する多面的機能*を持続的に維持・発揮できるよう、産業政策と地域政策を車の両輪に据えて施策の展開を図っていくこととされています。

このプランに掲げられた目標を実現するため、「農地中間管理機構*の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減」、「経営所得安定対策の見直し」、「日本型直接支払制度*の創設」、「水田フル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の改革」などの各種施策が具体化されてきています。特に米政策については、行政からの米の生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた生産が行える環境を整えるため収入保険制度などが検討されており、本市の稲作農業へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

また、将来的に農産物の価格に大きく影響すると考えられる T P P (環太平洋戦略的経済連携協定)*については、引き続き関係諸国との協議を継続し、納得のいく形での協定締結を目指しています。

さらに、地方の人口減少と三大都市圏への人口流入、とりわけ東京一極集中という両方の問題を解決するため、国は“地方創生”というテーマを設定しました。多くの地方は少子高齢化の進行が顕著で、地方の衰退に歯止めがかからない状況であることから、重要な視点として、基幹産業である農業を基軸に「小さくてもきらりと光る」個性を持つ地方社会の形成を目指すこととしています。

※農業農村の多面的機能

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動によって生ずる、食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能のこと。

※農地中間管理機構

担い手への農地集積・集約化を進めるため、都道府県に1つ設置された農地中間管理事業を公正かつ適正に行うことが出来る法人。農地の中間的受け皿として、貸したい農家から借受け、担い手農家等へ貸付ける。

※日本型直接支払制度

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援で、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の3つの総称。

※環太平洋連携協定(TPP)

環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定のこと。

2. 山形県の動き

農林水産業は命を支える産業であり、また、食料の生産から始まり、製造・加工、流通、販売、さらには食を起点とした観光など幅広い分野につながっており、地域経済の原動力となっています。

このため、山形県は農林水産業の活性化に向け、平成21年11月に「農林水産業元気再生戦略」を策定し、平成24年までに生産はもとより、加工、流通、販売まで川上から川下に至る各分野の農林水産業を起点とする産出額を3,000億円に拡大することを共通目標に、元気な農林水産業の再生を目指して各種施策を展開してきました。

この戦略のもと、農林水産物の販売力の強化と生産力の向上に視点を置き、重点的かつ集中的に取組を展開し、県内農林水産業の底上げを図り、元気な農林水産業の再生を進めてきました。

目標達成に向けたこれまでの取組により、生産や農産加工等の現場では、それぞれの役割や責任の自覚を呼び起こし、誇りを持って夢や希望を描きながら農林水産業が営まれるなど地域活力の向上にもつながっています。

そして、産出額拡大に向けたこれまでの成果を活かしつつ、県内における農林水産業の活力、地域の豊かさのさらなる向上を図るため、平成25年3月に平成28年を目標年とする「新農林水産業元気再生戦略」を策定しました。

これによって、さらに高い位置を目指してこれまでの取組を深化させるとともに、産出額のさらなる増加を生産者の所得向上につなげることであります。

また、6次産業化などにより農林水産業の潜在的な可能性を最大限に発揮させるとともに、バイオマス*などの森林資源や多種多様な水産資源の付加価値向上など、県内の豊かな農山漁村資源を余すことなく活用することにより、豊かな地域を支える競争力の高い農林水産業を展開し、日本の食を支える食料供給県「山形」の地位を不動のものにすることとしています。

※バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。

3. 庄内地域の動き

庄内地域の基幹作物である米は、長引く価格の低迷や産地間競争の激化に直面しており、また、園芸作物においても主要な品目の市場価格の低迷や生産者の高齢化などにより、

栽培面積の減少や販路の拡大、生産コストの低減、生産技術の向上など取り組むべき課題も多くなっています。

こうした状況の中、県の「新農林水産業元気再生戦略」に示された戦略や、「食の都庄内」※の実績などを踏まえ、庄内ならではの特色ある施策を展開することとしています。

主力となる米については、つや姫の全国トップブランド米に向けた生産・販売・PR対策の強化をはじめ、庄内産米の品質・評価の向上、需要拡大に向けた米づくり運動を実施することとしています。

また、「食の都庄内」の親善大使によるPR活動や、関係機関が連携して行う庄内地域の広報・ブランド化によって庄内産農産物のPRと顧客開拓を進めるほか、庄内産食材のメニュー開発や加工品開発、流通体制の整備など、農産物の高付加価値化と消費者ニーズにも対応するとともに、庄内農業を支える戦略品目の作付誘導や、次世代の有望品目や作型の導入支援、若手後継者の育成など、販路や需要を踏まえた生産体制の確立と人材育成を進めていくこととしており、「食の都庄内」として食を起点とした地域産業の活性化を図っていくこととしています。

※食の都庄内

庄内地域の多彩な食材と豊かな食文化を活用し、「食」を起点として、農林水産業、食品産業、観光業をはじめとする地域産業の活性化を図るため、山形県庄内総合支庁を中心とした庄内地域2市3町による取組。

4. 鶴岡市の状況

本市の農業を取り巻く環境は、農家の高齢化による担い手不足や耕作放棄地の拡大、人口減少や嗜好の変化による農産物の地元消費量の減少、さらにはサルやクマなど鳥獣被害についても、年々被害エリアが拡大するなど、農業収入の減少はもちろん、営農意欲の減退にもつながる深刻な問題となっています。加えて、局地的集中豪雨など異常気象による農作物や農業用施設への被害も拡大傾向にあります。

主力となる水稲においては、米価の長期的な下落傾向に歯止めがかからず、他の農産物も激化する産地間競争により依然価格の低迷が続いています。特に系統出荷※の平成26年産米の概算金が過去最低を記録したほか、民間主体による米の需給調整に向けた環境整備が進められるなど、米を巡る農業政策が大きな転換期を迎えています。

このように本市の農業は、依然厳しい状況下に変わりはありませんが、一方では、他に誇れる豊富な農産物資源を有していることも事実であり、こうした地域の宝をうまく活用した農業施策がこれまでも増して重要となっています。

また、本市は平成26年12月にユネスコ創造都市ネットワーク食文化部門への加盟が認定されたほか、平成27年にはイタリアで開催される2015ミラノ国際博覧会※に出展することが決定しており、本市の食文化を世界にPRすることはもとより、さらには、「食」をPRすることで鶴岡の「農」も広く発信することができる絶好の機会と捉えています。

※系統出荷

農産物等をJAなどの生産者団体が共同出荷すること。

※2015 ミラノ国際博覧会

2015年にイタリアのミラノ市近郊で開催される総合的な大規模国際博覧会で、今回は「食」をテーマに5月1日から10月31日までの6か月間開催される。通称「ミラノ万博」。



庄内平野と月山

Ⅲ. 基本的な方向性とテーマ

前期計画の評価と分析を踏まえ、農業を取り巻く現状及び策定の背景を勘案し、基本的な方向性並びに基本テーマを次のとおり設定します。

〔基本的な方向性〕

“鶴岡らしい農業”の創生

◇恵まれたポテンシャルを最大限に活用した農業の推進

◇「オール鶴岡※」で臨む推進体制と役割分担の明確化

※「オール鶴岡」

恵まれた農業資源や農業を取り巻く環境をはじめ、生産者や農業組織・団体、加工品製造業者、消費者(市民)など本市の農業に関わる全ての関係者など、農業振興を図るための地域の総合力のこと。

〔基本テーマ〕

生産・加工・販売の好循環の実現

〔基本的な考え方〕

基本テーマの具現化に向け、関係各方面でその役割を果たしながら、本市の資源を最大限に活用した「生産」「加工」「販売」のポジティブスパイラル化(好循環)を進めます。これによって農産物の安定的な供給を図り、産地としての責務を果たすとともに、本市の農業の可能性を最大限に発揮し、所得の向上と将来的にも安心して農業に取り組むことができる環境を実現することが可能で、こうした流れが農業を通じた人口減少対策につながることも期待されます。

部門ごとの具体的な考え方は、次のとおりです。

「生産」については、水稻を基幹作物としつつも、現状では米価の下落傾向に改善の兆しが見えないことから、他の品目にシフトするなど、米価下落分を補完する施策が急務となっています。肥沃な農地に加え、意欲ある担い手や長年の経験に裏打ちされた確かな技術を持つ生産者が多く存在することから、JAをはじめとする関係団体・機関と連携し、足腰の強い農業の再構築を図っていきます。

また、豊富な果物や山菜、全国ブランドの農産物など各地域で生産される特産物は本市の宝であり、地域ブランド化を進めるなど付加価値を付ける取組等によって、ますますその魅力と価値を高めていきます。

「加工」については、やる気とアイデア、センスに加え、市場原理や消費者ニーズをどのように取り入れるかがますます重要性を増しており、こうしたマーケットイン※を受け入れることができる柔軟な体制も必要となっています。幸い本市には誇るべき恵まれた農産資源が数多く存在し、こうした恵みを活用した6次産業化は、米づくりに逆風が吹いている状況下においては、ますます魅力的なものとなっており、個人完結型のみならず、それぞれの得意分野を持ち寄った農商工観連携の強化も進め、地域に根差した付加価値の高い農業を構築していきます。

しっかりとした出口対策が確立してこそポジティブスパイラルが完成されるものであり、そうした意味では「販売」が重要なカギを握っています。系統出荷や学校給食への食材提供など地元消費の強化はもとより、地元消費者から積極的に地元農産物や加工品を支持してもらえる地産地消の取組を推進します。また、首都圏等へのトップセールスをはじめとする売り込みやPRについても、関係機関や団体が一丸となった“オール鶴岡”での取組を推進します。

さらには、新たな市場として期待される関西方面に加え、海外輸出についても、戦略的な将来構想の議論を進めていきます。

※マーケットイン

消費者が必要とする商品を作るという考え方。購買者の視点、ニーズを重視すること。

IV. 各主体の役割

本計画の実現に向け、生産者や関係機関、団体等がその役割を認識し、有機的に連携しながら、本計画の取組を具体的に実施することが重要です。

① 農家・生産者

安全・安心で、消費者や実需者に受け入れられる良質な農産物の生産・供給を実践するとともに、農産物に付加価値を付ける 6 次産業化についても、可能な範囲での推進に努めます。

② 農業者団体（JA、土地改良区等）

農家や生産者、生産者組織等のニーズに対応し、資材供給や営農指導、出荷・販売の支援をはじめ、農業には欠くことのできない用水の確保など、よりよい営農環境の実現に努めます。

③ 食品製造業者、流通・小売業者等

地元産農産物の生産状況を把握し、可能な限り鶴岡産農産物の利用に努めるとともに、地元産農産物が多く消費者の手に渡るように、円滑な流通及び販売機会の提供に努めます。

④ 消費者（市民等）

鶴岡産農産物や農産加工品を支持して消費するとともに、その良さやセールスポイント（強み）について、本市以外の方々に対しPRするなど、地元産品の発信にも努めます。

⑤ 高等教育研究機関

競争力の強化に向け、バイオ*技術など独自の高い技術力や分析力を活かして、機能性成分*を多く含む農産物の安定栽培技術の開発などの分析研究のほか、農業理解の促進のための連携や農業を巡る種々の課題について、学術的見地からの指導・助言に努めます。

⑥ 行政（農業委員会含む）

農家や農業者組織等が行う農産物の安定生産や加工・製造、販路拡大などの取組を支援するほか、産地形成に向けた各種団体・関係機関、農商工観連携などの調整や戦略、方針の策定などに努めます。

※バイオ

バイオテクノロジー。生物学の知見をもとにし、実社会に有用な利用法をもたらす技術の総称。

※機能性成分

必須栄養素ではないが、健康によいとされる栄養成分のこと。

V. 計画期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間とします。

ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合は、必要に応じて所要の見直しを行うこととします。

VI. 推進体制・進行管理

本計画を具現化するため、農家や生産者、J A等の生産団体、製造・流通・小売業者、市民、高等教育研究機関及び行政が相互の理解と連携を深めながら計画の実現を目指すとともに、鶴岡市農業振興協議会の意見を聞きながら、鶴岡市が総合的な進行管理を行います。



鶴岡市農業・農村振興計画 [つるおかアグリプラン] 後期計画 [全体スキーム]

☆鶴岡市のポテンシャル☆

- [自然・風土] 海岸部から砂丘地・山間地域に至る多様な地勢、多種の農産物が生産可能な好適条件など
- [歴史・文化] 庄内藩14万石城下町からの派生、多くの在来作物、学校給食発祥の地、つや姫など新品種の誕生地、江戸時代から続く酒造り、伝統料理など
- [人・創造] 経験に裏打ちされた高い技術力を持つ多くの生産者、世界レベルの研究施設等高等教育機関の存在、ユネスコ「創造都市ネットワーク」食文化部門への加盟認定など

本市の農林水産業を巡る環境の変化

- 国は農林水産業・地域の活力創造プランの策定（国内外の需要の拡大、6次産業化の推進、農地中間管理機構や日本型直接支払制度の創設、米政策の見直しなど。H25）、及び新たに地方創生を提唱
- 県は農林水産業の活力と地域の豊かさのさらなる向上を図るため、平成28年度を目標年次とした『新農林水産業元気再生戦略』を策定（H24）
- 主力農林水産物の価格の低迷
- 農家の高齢化のさらなる進行、及び新規就農者等担い手の不足 など

<五つの鶴岡ルネサンス宣言 (H21. 10)>

- I. 「創造文化都市」
シルク産業の活性化、6次産業化、農商工観連携、産学官連携、環境保全型農業、地産地消の推進
- II. 「観光文化都市」
交流人口の拡大、グリーン・ツーリズムの推進
- III. 「学術文化都市」
産学官の連携
- IV. 「安心文化都市」
農村地域防災減災事業の促進
- V. 「森林文化都市」
木質バイオマス資源の活用

鶴岡市総合計画後期基本計画 (H26～30)

※農林水産業分野の柱建て

- ①農業の担い手の安定的な育成・確保
- ②地域の特性を生かした産地づくり
- ③環境保全型農業の推進
- ④農業生産基盤と農山村の環境整備
- ⑤交流人口の拡大による地域の活性化
- ⑥農林水産業の6次産業化の支援
- ⑦地産地消の推進

～基本的な方向性～

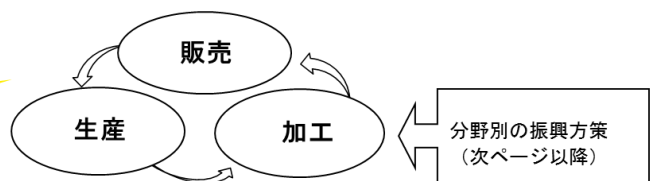
“鶴岡らしい農業”の創生

- ◇ 恵まれたポテンシャルを最大限に活用した農業の推進
- ◇ 「オール鶴岡」で臨む推進体制と役割分担の明確化

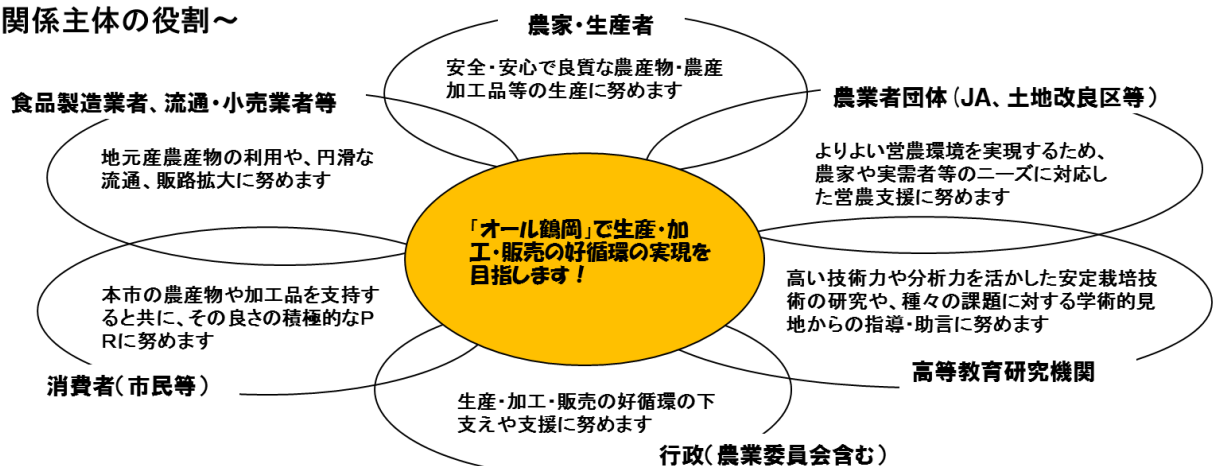
※「オール鶴岡」: 恵まれた農業資源や農業を取り巻く環境をはじめ、生産者や農業者組織・団体、加工品製造業者、消費者（市民）、高等教育研究機関など本市の農業に関わる全ての関係者等、農業振興を図るための地域の総合力のこと。

～基本テーマ～

生産・加工・販売の好循環の実現！



～各関係主体の役割～



VII. 分野別の振興方策

1. 担い手の安定的な育成と確保	13
2. 優良農地の確保と効率的土地利用	19
3. 地域の特性を活かした産地づくり	
(1) 売れる米づくりの推進	22
(2) 土地利用型作物の安定生産	27
(3) 園芸の振興	31
(4) 畜産の振興	38
4. 中山間地域の振興	44
5. 環境保全型農業の推進	49
6. 農業生産基盤の整備	56
7. 交流人口の拡大と農山村の活性化	62
8. 農業の6次産業化の促進	65
9. 地産地消の推進	71

1. 担い手の安定的な育成と確保

・・・振興テーマ・・・

- 1) 認定農業者*及び意欲ある農業者の安定的な育成と確保
- 2) 次代を担う農業後継者の育成とU・Iターン*などによる新規就農者の確保
- 3) 営農組織（法人化含）の育成

※認定農業者

農業経営基盤強化促進法の規定に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者(法人を含む)のこと。農地の集積や長期・低利の資金などの支援を受けることができる。

※U・Iターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻ることに、Iターンは出身地以外の地方に移住すること。

【背景】

地方の人口減少や農業離れなどに起因する農業従事者の高齢化と後継者不足が深刻化している。人口の減少は、農業のみならず、集落コミュニティの衰退にもつながっている。

1) 認定農業者及び意欲ある農業者の安定的な育成と確保

◇ 目標1：地域や集落の実情に応じた認定農業者と意欲ある農業者の確保

＜現状・課題＞

- ・ 認定農業者数は、高齢化や後継者不足により減少傾向にある。

表1 認定農業者数の推移

(単位：人)

年度	区分	鶴岡	藤島	羽黒	楡引	朝日	温海	計
H21	認定農業者数	784	354	294	199	54	22	1,707
	うち新規	22	9	7	5	1	1	45
	うち再認定	119	83	60	17	9	2	290
H22	認定農業者数	774	349	280	198	52	22	1,675
	うち新規	15	6	1	2	1	0	25
	うち再認定	236	71	101	28	0	1	437
H23	認定農業者数	769	335	274	178	48	22	1,626
	うち新規	25	9	1	6	0	1	42
	うち再認定	171	78	55	53	24	5	386
H24	認定農業者数	764	329	270	177	50	22	1,612
	うち新規	21	12	8	8	3	0	52
	うち再認定	81	33	18	29	9	8	178
H25	認定農業者数	750	327	270	179	49	22	1,597
	うち新規	30	15	10	7	0	1	63
	うち再認定	90	33	27	34	4	3	191

※数値は年度末

資料：鶴岡市農業委員会調べ

表2 地域別・年代別認定農業者数（平成25年度末現在）（単位：人）

地域	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計	法人	合計
鶴岡	0	49	108	271	302	730	20	750
藤島	1	16	52	105	137	311	16	327
羽黒	2	9	32	95	126	264	6	270
櫛引	1	9	26	62	77	175	4	179
朝日	1	1	1	14	32	49	0	49
温海	0	2	4	8	8	22	0	22
鶴岡市計	5	86	223	555	682	1,551	46	1,597
割合	0.3%	5.5%	14.4%	35.8%	44.0%	100.0%		

資料：鶴岡市農業委員会調べ

＜振興策＞

① 認定農業者制度や国の補助事業など、各種制度の活用を推進します

〔具体的な取組〕

- J A等と連携して経営改善計画の作成支援や、所得向上に向けた取組を推進します。（継続）

② 地域に根ざした意欲のある農業者を育成します

〔具体的な取組〕

- 退職間近の兼業農家や就農意欲のあるサラリーマンなど、将来担い手と成り得る者を対象にセミナー等を開催し、就農への円滑な移行を支援します。（H28～）
- 基幹作業を共同で行う農業者（認定農業者以外の農業者を含む）に対して、農業機械（基幹3作業用*）導入費用の一部を助成し負担の軽減を図ります。（H28～）

※基幹3作業

稲作において、耕起・代かき、田植え、稲刈り・脱穀を行うこと。

◇ 目標2：農用地の利用の効率化を促進

＜現状・課題＞

- ・「人・農地プラン」は平成25年度末に集落カバー率100%となったが、今後リタイアする農業者が出てくることが予想され、更なる地域での話し合いが必要。

表1 担い手（認定農業者等）への農地利用集積面積の推移（面積：ha）

地域	H21		H22		H23		H24		H25	
	耕作面積	集積率	耕作面積	集積率	耕作面積	集積率	耕作面積	集積率	耕作面積	集積率
鶴岡	4,751.1	63.8%	4,866.3	64.4%	4,824.2	63.4%	4,798.4	63.2%	4,845.6	64.5%
藤島	2,752.0		2,734.6		2,729.2		2,677.3		2,710.6	
羽黒	2,345.3		2,344.0		2,310.2		2,308.2		2,354.7	
櫛引	1,381.7		1,383.0		1,278.1		1,270.4		1,319.9	
朝日	496.2		500.5		482.2		529.7		581.4	
温海	156.2	155.7	169.7	167.2	175.3					
計	11,882.5		11,984.1		11,793.6		11,751.2		11,987.5	

資料：鶴岡市農業委員会調べ

＜振興策＞

① 「人・農地プラン*」の見直しを促進し、農地中間管理機構の事業を活用しながら農地集積を進めます

※人・農地プラン

集落・地域において今後誰が農業を担っていくのか、そこへの農地集積をどう進めるのかといったことなど、地域農業のあり方を話し合いに基づきまとめる計画。

〔具体的な取組〕

- 地域・集落・JA等と連携し、機構の事業や集積協力金を広く周知し、「人・農地プラン」を基本に分散錯圃*を解消しつつ担い手への集積率を上げていきます。
 - ・人・農地問題解決推進事業（継続）
 - ・農地中間管理事業（継続）

※分散錯圃

経営する農地が各所に分散し、他人の農地と混在している状態のこと。

2) 次代を担う農業後継者の育成とU・Iターンなどによる新規就農者の確保

◇ 目標1：新規就農者が営農する農地の確保・提供

＜現状・課題＞

- ・新規に農業を始めたくても、農地を見つけることが困難な状況にある。

新規就農者の動向

表1 地域別

(単位：人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H16～H25
鶴岡地域	4	11	1	8	4	14	12	3	11	10	78
藤島地域	6	3	1	3	0	1	1	6	3	5	29
羽黒地域	1	0	1	2	4	3	5	4	3	9	32
櫛引地域	2	3	3	1	7	1	0	2	2	6	27
朝日地域	1	1	0	0	0	0	0	2	2	1	7
温海地域	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
合計	14	18	6	14	15	19	19	17	22	31	175

表2 経歴別

(単位：人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H16～H25
新規学卒者	5	8	3	7	1	2	6	3	8	3	46
農業高校	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	4
その他高校	1	1	0	0	0	0	2	0	1	1	6
県農大	2	0	3	2	1	1	1	1	6	1	18
4年制大学	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	4
その他	2	4	0	4	0	0	2	1	0	1	14
Uターン	9	10	2	3	14	14	7	8	11	25	103
新規参入者	0	0	1	4	0	3	6	6	3	3	26
合計	14	18	6	14	15	19	19	17	22	31	175

資料：山形県「新規就農者動向調査」

＜振興策＞

① 貸し付けできる農地の情報を提供します

〔具体的な取組〕

- 市、農業委員会、JA等が連携し、貸付希望のある農地情報の一元化を図ります。

(H27～)

◇ 目標2：新規就農者の自立経営を促進

<現状・課題>

- ・ 国の青年就農給付金*などを活用しながら経営の安定化に努めているが、新規就農者が営農に関して相談する場や、同世代が交流する場等が不足している。

※青年就農給付金

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する国の給付金。

<振興策>

① 営農の相談対応・経営指導を行うとともに、懇談会等を開催します

[具体的な取組]

- 新規就農アドバイザーによる相談窓口を設置し、相談・指導を行った内容は関係機関で共有します。
 - ・ 新規就農総合支援事業（継続）
- 新規就農者を対象に研修会や懇談会等を開催し、情報交換や交流の場を提供します。（継続）



新規就農アドバイザーによる現地指導

◇ 目標3：U・Iターン就農の促進

<現状・課題>

- ・ U・Iターン就農者のうち親元就農でない新規参加者は、農地の確保や技術面でもハンデがあり、安定した経営が困難な状況にある。

<振興策>

① 就農しやすい体制を整備し、U・Iターン新規就農者を確保します

[具体的な取組]

- 市の関係部署・JAほか関係機関と連携し、住居・農地・機械等の支援を行います。
 - ・ 新規就農者賃貸住宅等家賃支援事業（H27～）
 - ・ 新規就農者農業機械リース支援事業（H27～）
 - ・ 新規就農者農地取得支援事業（H28～）
 - ・ 経営などの相談について支援（継続）

3) 営農組織（法人化含）の育成

◇ 目標 1：地域に合った営農形態の確立

<現状・課題>

- ・ 国の制度を活用するため、概ね 5 年後の法人化を目指して立ち上げた集落営農組織*が法人化する時期を迎えている。
- ・ 中山間地域を中心として、農業者の高齢化や後継者不足により、地域農業の維持が困難な状況になってきている。

※集落営農組織

集落のような地縁集団を単位として、様々な農業生産過程の一部またはすべてを共同で行う組織。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある。

表 1 地域別・年代別農業就業人口（H22 センサスによる販売農家）（単位：人）

地域	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
鶴岡	81	100	143	222	654	801	1,233	3,234
藤島	18	32	35	55	264	363	525	1,292
羽黒	43	32	35	77	271	390	582	1,430
櫛引	1	9	32	45	172	266	367	892
朝日	18	10	11	17	81	189	275	601
温海	5	3	8	10	56	125	176	383
合計	166	187	266	427	1,506	2,140	3,172	7,864

資料：鶴岡市農業委員会調べ

※ 年代別合計欄の数値が各地域別人数の合計と一致しないのは、統計上、調査対象数が 2 以下の場合、秘密保護の観点から秘匿措置を講じているため。

<振興策>

① 農業者、JA、行政等が課題を共有し、将来的な地域農業の在り方を再考します

[具体的な取組]

- 「人・農地プラン」を基本に、集落または集落を超えた範囲での農業者の話し合いに参加し、サポートします。(継続)

② 集落営農の組織化・法人化の取組を支援します

[具体的な取組]

- JA等と連携し、集落座談会等において、集落営農の必要性など地域での話し合いを進めるとともに、農地中間管理事業の活用と、組織化・法人化にかかる経費を支援します。
 - ・ 農地中間管理事業（継続）[再掲]
 - ・ 農業経営法人化等支援事業（継続）

【数値目標】

項 目	H25（現状）	H30（目標）
担い手（認定農業者等）への集積率	64. 5%	72. 0% (H35 80.0%目標)
新規就農者数	31 人／年間	100 人／4 年間
集落営農数（法人化含）	26 組織	35 組織

2. 優良農地の確保と効率的土地利用

・・・振興テーマ・・・

- 1) 農業を営む上で最も基礎的な要素である農地の保全と優良農地の確保
- 2) 認定農業者、農業生産法人*及び農作業受託組織等への農地利用集積や作業集積の誘導
- 3) 耕作放棄地対策の強化

※農業生産法人

農業を営むことを目的として一定の要件を満たして設立された法人で、農地の権利取得が認められている。

【背景】

農地が分散しているなどの理由で耕作放棄される農地が増えているが、こうした農地は受け手がない状況であり、今後、高齢化や離農によってこのようなケースが増えるものと予想される。

1) 農業を営む上で最も基礎的な要素である農地の保全と優良農地の確保

◇ 目標 1：農地の保全と確保

<現状・課題>

- ・ 優良農地は、原則として他の用途には転用せず、従来通り農地として利用している。

表 1 農振農用地*からの除外件数・面積 (面積：m²)

地域	H21		H22		H23		H24		H25	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
鶴岡	3	11,193	6	26,927	1	2,729	6	8,204	5	30,383
藤島	0	0	0	0	0	0	2	1,356	0	0
羽黒	4	7,171	6	9,713	2	2,048	1	1,278	1	11,467
櫛引	1	951	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日	0	0	0	0	0	0	0	0	1	476
温海	1	127,500	0	0	0	0	0	0	2	6,727
計	9	146,815	12	36,640	3	4,777	9	10,838	9	49,053

資料：農政課調べ

※農振農用地

農業振興地域（今後、総合的に農業振興を図るべき地域で、都道府県知事が定める。）内における農用地区域のこと。集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

<振興策>

① 農地転用許可の厳格化を図ります

[具体的な取組]

- 大規模転用は代替性の有無を確認するとともに、周辺農地に及ぼす影響が無いかなど、現地の状況を確認しながら調査します。(継続)

② 農地の現状を把握し、遊休農地の所有者等に対して指導を徹底します

[具体的な取組]

- ▶ 今後も農地として守っていく区域を重点区域とし、農用地利用等調整委員会*と連携を図り調査・指導を強化します。(継続)

※農用地利用等調整委員会

農用地利用等調整委員会は市内 11 の地区に設置されており、主に地区内の農地利用についての調整や実態把握等の業務を行う農業委員会の補完的組織。

2) 認定農業者、農業生産法人及び農作業受託組織等への農地利用集積や作業集積の誘導

◇ 目標 1 : 担い手への農地集積

<現状・課題>

- ・ 担い手への集積は着実に進んでいるが、さらに作業効率を上げていくには分散錯圃の解消等が必要となる。

表 1 担い手(認定農業者等)への農地利用集積面積の推移 【再掲】 (面積: ha)

地域	H21		H22		H23		H24		H25	
	耕作面積	集積率	耕作面積	集積率	耕作面積	集積率	耕作面積	集積率	耕作面積	集積率
鶴岡	4,751.1	63.8%	4,866.3	64.4%	4,824.2	63.4%	4,798.4	63.2%	4,845.6	64.5%
藤島	2,752.0		2,734.6		2,729.2		2,677.3		2,710.6	
羽黒	2,345.3		2,344.0		2,310.2		2,308.2		2,354.7	
楡引	1,381.7		1,383.0		1,278.1		1,270.4		1,319.9	
朝日	496.2		500.5		482.2		529.7		581.4	
温海	156.2		155.7		169.7		167.2		175.3	
計	11,882.5		11,984.1		11,793.6		11,751.2		11,987.5	

資料: 鶴岡市農業委員会調べ

<振興策>

- ① 「人・農地プラン」を基本に、農地中間管理機構の事業等を活用しながら、担い手への農地集積を進めます

[具体的な取組]

- ▶ 担い手への更なる農地集積が図られるよう、地域の話し合いによる「人・農地プラン」の見直しを促進します。
 - ・ 人・農地問題解決推進事業(継続) [再掲]
 - ・ 農地中間管理事業(継続) [再掲]

3) 耕作放棄地対策の強化

◇ 目標 1 : 耕作放棄地の再生と未然防止

<現状・課題>

- ・ 耕作放棄地解消に向けた国の補助事業の効果に加え、月山高原の「ひまわり畑」や地域住民が主体となった農園の開設など、一定面積の解消がみられた。

表1 再生事業による解消面積

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	計
一般	面積 (a)	444	1,186	1,283	853	1,040	4,806
	助成金額 (千円)	3,330	6,321	17,463	6,338	7,638	41,090
被災地支援	面積 (a)				1,364	1,300	2,664
	助成金額 (千円)				20,140	6,500	26,640
計	面積 (a)	444	1,186	1,283	2,217	2,340	7,470
	助成金額 (千円)	3,330	6,321	17,463	26,478	14,138	67,730

資料：鶴岡市農業委員会調べ

＜振興策＞

① 再生可能な農地の解消を図ります

〔具体的な取組〕

- 再生可能な農地は、再生後の採算性も考慮しながら、耕作放棄地再生利用交付金を活用して解消していきます。(継続)

② 新たな耕作放棄地の発生を防止します

〔具体的な取組〕

- 農振農用地区域など、今後も農地として守っていくべき区域を重点区域とし、各地域に設置している農用地利用等調整委員会と連携を図り、適切な指導を行っていきます。(継続)



一面に広がるひまわり畑も数年前までは耕作放棄地だった



全農業委員による農地パトロールで耕作放棄地を中心に農地の状況を確認する

【数値目標】

項 目	H25 (現状)	H30 (目標)
農業振興地域内の農用地面積	18,746ha	18,730ha
担い手(認定農業者等)への集積率	64.5%	72.0% (H35 80.0%目標)

3. 地域の特性を活かした産地づくり

3- (1). 売れる米づくりの推進

・・・振興テーマ・・・

- 1) 需要を意識した米づくりとブランド化の推進
- 2) 安全・安心・良食味米生産の推進
- 3) 低コスト・複合化による経営の安定化

【背景】

消費者意識の高まりから安全で安心な良食味米の需要は拡大しているが、米の消費は減少しており、余剰米等の影響により、農家の所得が不安定な状態が続いている。

こうした中、主食用米の需要量が減少するとともに、国では平成 30 年産を目途に生産者や集荷業者・団体が中心となって、円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう取り組むことを踏まえ、水田フル活用ビジョン*に基づき良質米生産地として非主食用米を含めた水稲作付面積の維持を図る必要がある。

また、農家所得の安定化に向け、需要を意識した米づくりを進めながら、低コスト生産や園芸作物とあわせた非主食用米の作付による複合経営を促進するとともに、米づくりの中核施設である共同乾燥調製（貯蔵）施設の計画的な整備や再編を図る必要がある。

※水田フル活用ビジョン

国の水田フル活用と米政策の見直しにより示された改革の方向性を実現するため、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成などの将来方向を取りまとめた計画。

1) 需要を意識した米づくりとブランド化の推進

◇ 目標 1 : 有利販売を考慮した生産の推進

<現状・課題>

- ・ 平成 22 年度から 3 カ年実施した戦略的課題モデル事業により、J A と生産者団体による関西方面への販路拡大事業のなかで、米の卸業者との相対取引実現に向けた調査活動並びに交渉を行っているが、地域ブランド米など有利販売にはまだ結びついていない。
- ・ 市場の動向に即した米づくりを実践する必要がある。

表 1 有機栽培、特別栽培と慣行栽培の水稲作付割合の推移

	H21	H22	H23	H24	H25
有機栽培・特別栽培と慣行栽培の水稲作付割合	21 : 79	23 : 77	24 : 76	29 : 71	29 : 71

資料：農政課調べ

<振興策>

① 需要動向を把握し、品種構成や栽培基準を設定した米づくりを推進します

[具体的な取組]

- 需要動向に関する調査とトップセールスなど販路拡大の取組に努めます。(継続)
- 中食・外食ニーズに対応した低コスト生産など、需要を意識した生産を推進します。(継続)
- 米輸出に関する戦略的な検討を進めます。(継続)

② 環境保全型農業を推進し、特色ある鶴岡産米ブランドの展開を図ります

[具体的な取組]

- 環境保全型農業を推進するとともに、ブランド確立検討会議を立ち上げ、鶴岡産米のブランド力を高める取組を推進します。(継続)

③ 相対取引に結びつく実需者交流の促進に努めます

[具体的な取組]

- 友好都市等との交流や消費者交流などを促進します。(継続)
- 域外・域内で行われる商談会等の情報を提供します。(継続)



大産業まつりでは鶴岡産米の美味しさを改めて市民にPRした

2) 安全・安心・良食味米生産の推進

◇ 目標 1 : 安全・安心・良食味米生産の環境整備

<現状・課題>

- ・ 農業団体が行う展示圃及び試験圃の設置費用等について一部助成を行っており、近年は安定して高品質な鶴岡産米が生産されている。

表 1 一等米比率の推移

	H21	H22	H23	H24	H25
一等米比率	99.5%	76.6%	98.0%	92.7%	98.1%

資料：農政課調べ

<振興策>

- ① 安全・安心な農産物の生産に向け、生産履歴の記帳徹底やGAPなどの手法の導入を図るとともに、良食味米の生産に向け、展示ほ場設置を基にした生産指導や栽培マニュアルの徹底を図ります

〔具体的な取組〕

- ▶ 生産履歴記帳の徹底やGAP※などの導入を推進します。
 - ・消費安全対策交付金（国庫）の活用（継続）
- ▶ 良質米生産に向けた、展示ほ場及び試験ほ場の設置、現地調査等の取組を支援します。
 - ・良質米生産推進支援事業（継続）
- ▶ 栽培マニュアル遵守を徹底します。（継続）
- ▶ 土壌診断に基づく土づくりを推進します。（継続）

※GAP

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）の略、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。



展示ほ場での現地調査で良質米の生産技術を確認し合う

3) 低コスト・複合化による経営の安定化

◇ 目標1：収益性を高めた米づくり

＜現状・課題＞

- ・ 全地域で策定の「人・農地プラン」で、明確な担い手が位置付けられているものの、コスト削減に向けた農地集積は横這い状態である。人・農地プランの見直しの中で、農地集積を進める必要がある。
- ・ 米価の動向をふまえ、非主食用米の作付けと組み合わせた複合経営や、低コスト生産による経営の安定化を図る必要がある。

表1 担い手への農地集積率

	H21	H22	H23	H24	H25
担い手への農地集積率	63.8 %	64.4 %	63.4 %	63.2 %	64.5 %

資料：鶴岡市農業委員会調べ

表2 直播栽培面積

	H21	H22	H23	H24	H25
直播栽培面積	309.9 ha	370.6 ha	348.5 ha	367.1 ha	409.5 ha

資料：農政課調べ

表3 非主食用米栽培面積

	H21	H22	H23	H24	H25
非主食用米栽培面積	327 ha	475 ha	931 ha	1,096 ha	1,200 ha

資料：農政課調べ

<振興策>

① 農地集積、直播栽培等による低コスト化の促進を図ります

〔具体的な取組〕

- 農地中間管理事業を活用し、分散錯圃の解消や担い手への農地集積の促進に努めます。

(継続)

- 疎植栽培、直播栽培等試験ほ場設置の取組に支援します。

・良質米生産推進支援事業(継続)[再掲]

② 非主食用米を含めた水稻作付面積維持による複合化を推進します

〔具体的な取組〕

- 非主食用米の生産誘導を進めます。(継続)

◇ 目標2：効率的な生産体制の構築

<現状・課題>

- ・ 国・県補助事業を活用し、JA・利用組合等と話し合い、老朽化を解消するとともに、施設の利用率を高めて効率化を図る必要がある。

表1 共同乾燥調製(貯蔵)施設の利用率(利用面積/計画面積)

	H21	H22	H23	H24
共同乾燥調製(貯蔵)施設の利用率	71.3%	69.7%	70.9%	68.5%

資料：農政課調べ

<振興策>

① 共同乾燥調製(貯蔵)施設等の老朽化の解消や効率化を図るため、改修整備や再編を支援します

〔具体的な取組〕

- 共同乾燥調製(貯蔵)施設や共同利用施設、高性能農業機械の計画的かつ効率的な整備・再編を支援します。

・強い農業づくり交付金(継続)

・攻めの農業実践緊急支援交付金(継続)

・水田農業活性化生産体制整備事業(H26~H28)

【数値目標】

項 目	H25 (現状)	H30 (目標)
一等米比率	98.1%	100%
担い手への農地集積率	64.5%	72%
直播栽培面積	409.5ha	570ha
非主食用米栽培面積	1,200ha	1,900ha
共同乾燥調製(貯蔵)施設の利用率	68.5%(H24)	70%以上
有機栽培・特別栽培と 慣行栽培の水稲作付割合	29 : 71	50 : 50

3-(2). 土地利用型作物*の安定生産

・・・振興テーマ・・・

- 1) 地域の状況に適した生産振興
- 2) 品質・収量の向上による経営の安定化

【背景】

国内産大豆のニーズや地元産そばへの関心の高まりがあるなか、本市の大豆やそばは、県内でも高位の生産量を誇っているが、収量や品質に課題がある。これら土地利用型作物は、農業経営の安定化を図るため、非主食用米や園芸作物等と併せ、水田を有効に活用した転作作物として今後も生産振興を進めていく必要がある。

産地交付金を活用し、排水対策や輪作、団地化の取組を一層進めるとともに、地域の状況に適した生産振興を進め、安定生産や品質の向上、消費拡大を図る必要がある。

※土地利用型作物

土地利用型作物とは水稲、大豆、そば、麦等の作物を指し、面積当たりの収入は低いが大規模に経営できる作物を指す。(ここでは水稲を除く。)

1) 地域の状況に適した生産振興

◇ 目標1：大豆・そばの生産体制の整備と作付面積の拡大

<現状・課題>

- ・ 土地利用型作物であり戦略作物*として位置づけられる大豆とともに、重点作物*であるそばについては、産地交付金を活用し地域の状況に適した生産を振興する必要がある。
- ・ 米政策の見直しにより新規需要米（加工用米、飼料用米）等の作付けに移行しており、大豆等の転作作物の作付けが減少している。
- ・ 大豆の作付面積は減少し、そばの作付面積は、毎年増加している。(表1)
- ・ 市内4か所で行われているそばまつりとの連携や市内外へのPR等により、生産と消費を盛り上げ、鶴岡産そばのブランド化を目指す必要がある。

※戦略作物

国が自給率向上に向け戦略的に面積拡大を図ることとした作物。

※重点作物

鶴岡市農業振興協議会において産地形成のため重点的に振興を図ることとした作物。

表1 転作作付面積（大豆、そば）

(単位：ha)

	H21	H22	H23	H24	H25
大豆	1,264.4	1,148.4	1,135.5	996.2	937.1
そば	271.3	308.0	376.2	420.2	479.6

資料：農政課調べ

<振興策>

- ① 平野部における大豆、中山間地域におけるそばなど地域の状況に適した生産を振興します

〔具体的な取組〕

- ▶ 作業受託組織への委託を促し、機械化体系への支援により、生産性の効率化を図ります。

・水田農業活性化生産体制整備事業（H26～H28）〔再掲〕

② 鶴岡産そば・大豆の生産振興、消費拡大を進めます

〔具体的な取組〕

- ▶ 鶴岡産大豆の消費拡大や地産地消の方策を検討し取り組みます。（継続）
- ▶ 山形つるおか新そばまつりを開催し鶴岡産そばの消費拡大や地産地消を推進します。（継続）
- ▶ そば生産者・実需者との連携によるブランド化の取組を推進します。

・そば消費拡大事業（継続）

・鶴岡産そばブランド化プロジェクト事業（H25～H28）



今後生産と消費の双方が期待される中山間地域のそば畑

2) 品質・収量の向上による経営の安定化

◇ 目標 1：生産技術及び品質・収量の向上

＜現状・課題＞

- ・大豆は、転作作物の約3割で作付されているが、連作障害や湿害により収量や品質が低下しているほ場もあることから、品質や収量を向上させ、経営の安定化を図る必要がある。（表1）

表1 大豆（畑地含む）の10a収量と収穫量【県収量平均、収穫量割合】

	H21	H22	H23	H24	H25
10a 収量 kg	126	120	112	151	99
（県平均）	135	120	108	154	110
収穫量 t	1,670	1,460	1,310	1,560	957
県内割合%	17.1	18.5	19.2	18.0	16.8

資料：農林水産省特定作物統計調査

- ・本市のそばづくりは作付面積で県内1位、収穫量で2位と大きな産地になっているが、

全国では北海道産の作柄に市場が大きく影響され、生産者所得が安定しない。

(表2・表3)

- ・ そばの収量も県内平均を下回っており、鶴岡産そばの品質や収量を向上させ、地元消費を拡大し、価格の安定を図る必要がある。(表4)

表2 H25 そば収穫量の状況 (畑地含む)

	全国	北海道	山形県
収穫量 t	33,400	15,100	1,780
対全国割合%	—	45.2	5.3

表3 H25 そば県内作付面積上位

	作付面積 ha	収穫量 t
鶴岡市	518	167
尾花沢市	428	251
村山市	343	154

資料：農政課調べ（水田・畑地含む）

表4 そば（畑地含む）の10a収量と収穫量【県収量平均、収穫量割合】

	H22	H23	H24	H25
10a 収量 kg	21	34	43	32
(県平均)	47	55	48	36
収穫量 t	69	141	208	167
県内割合%	3.6	5.5	8.7	9.4

資料：農林水産省特定作物統計調査

<振興策>

- ① 国・県事業及び水田フル活用ビジョンに基づく産地交付金を活用し、大豆の生産拡大と高品質生産を図ります

[具体的な取組]

- 作業の効率化や隣接ほ場からの浸透水による湿害軽減のため団地化を推進します。
 - ・ 経営所得安定対策（産地交付金）（継続）
- 連作障害回避に向けた輪作の取組や明渠・暗渠の設置による排水対策を支援します。
 - ・ 経営所得安定対策（産地交付金）（継続）[再掲]
 - ・ 水田畑地化事業（継続）
- 新技術等の導入による良品質・高収量の生産を推進します。
 - ・ 大豆圃場現地技術研修（H27～）

- ② そばの品質・収量向上のための取組を進めます

[具体的な取組]

- 生産技術の向上を図るための研修会等を実施します。
 - ・ そば圃場現地技術研修（継続）
- 作業の効率化を図る団地化を推進します。
 - ・ 経営所得安定対策（産地交付金）（継続）[再掲]
- 明渠・暗渠の設置による排水対策を支援します。
 - ・ 水田畑地化事業（継続）[再掲]
 - ・ 経営所得安定対策（産地交付金）（継続）[再掲]

【数値目標】

項 目		H25 (現状)	H30 (目標)
大 豆	作付面積 ※水田	937.1 ha	950 ha
	10a 当たり収量	99 Kg	県平均以上
そ ば	作付面積 ※水田	479.6 ha	500 ha
	10a 当たり収量	32 Kg	県平均以上
	作付面積の県内順位	1 位	1 位
	収穫量の県内順位	2 位	1 位

3- (3). 園芸の振興

・・・振興テーマ・・・

- 1) 園芸産地の生産力の向上
- 2) 特産農産物の競争力強化
- 3) 特色ある農産物による魅力ある産地づくり
- 4) 降雪や異常気象等の自然環境を克服する園芸産地の形成

【背景】

農業生産人口の減少と農業者の高齢化により生産能力が低下し、多くの作物で作付面積が減少している。一方、米の消費の減少や米価が下落傾向にあることから、転作作物による複合経営を促進する必要がある。

また、消費人口も減少していることから、競争力のある農産物を安定的に供給できる産地形成が必要である。合わせてブランド農産物、豊富な在来作物、豊かな自然環境等、産地の良いイメージを継続的に発信し、知名度の向上を図る必要がある。

1) 園芸産地の生産力の向上

◇ 目標 1：水田への園芸作物作付面積の増加

<現状・課題>

- ・ 生産者の高齢化に伴う農家数の減少により、産地の潜在的生産能力が低下するなど、産地衰退につながるものが懸念されている。

<振興策>

① 水田転作作物としての園芸作物を推進します

[具体的な取組]

- 産地化のための作付けを支援するとともに、排水対策の強化のための各種事業を継続します。

- ・ 山形県戦略的園芸産地拡大支援事業（H25～H28 予定）

- ・ 水田畑地化事業（継続）[再掲]

② 産地交付金を活用して重点作物の作付を促進します（枝豆・ねぎ等）（表 1）

[具体的な取組]

- 両 J A の振興計画や地域の実情に合わせた重点作物を設定し、作付面積の拡大を促進します。

- ・ 経営所得安定対策

（産地交付金）

（継続）[再掲]

重点作物である枝豆の栽培ほ場。揺るぎない
トップブランドを目指す



表1 水稲、転作作物の作付面積の推移 (単位: ha)

分類	品目	H20		H25	
		面積	割合	面積	割合
水稲	慣行水稲	8,124.7	52.4%	6,959.1	44.9%
	特別栽培水稲	2,127.4	13.7%	2,926.0	18.9%
	有機栽培水稲	56.3	0.4%	62.7	0.4%
	直播栽培水稲	310.0	2.0%	409.5	2.6%
	小計	10,618.4	68.5%	10,357.3	66.8%
転作作物 (穀類)	大豆	1,254.9	8.1%	937.1	6.0%
	そば	279.5	1.8%	479.6	3.1%
	飼料用作物 (WCS, SGS 含む)	129.0	0.8%	309.2	2.0%
	加工用米	432.7	2.8%	426.9	2.8%
	小計	2,096.1	13.5%	2,152.8	13.9%
転作作物 (園芸)	枝豆	805.4	5.2%	642.2	4.1%
	果樹	177.3	1.1%	183.5	1.2%
	わらび	48.2	0.3%	77.7	0.5%
	アスパラガス	29.3	0.2%	44.6	0.3%
	なす	55.5	0.4%	42.0	0.3%
	かぶ	64.0	0.4%	41.8	0.3%
	ぜんまい	32.3	0.2%	29.3	0.2%
	みょうが	25.3	0.2%	26.6	0.2%
	ねぎ	32.2	0.2%	25.6	0.2%
	トマト	22.8	0.1%	24.6	0.2%
	きゅうり	11.3	0.1%	9.7	0.1%
	その他園芸作物	458.7	3.0%	530.0	3.4%
	小計	1,762.3	11.4%	1,677.6	11.0%
その他 (自己保全管理、林地、施設等)	1,033.7	6.7%	1,327.4	8.6%	
合計	15,510.5	-	15,515.1	-	

資料: 農政課調べ

◇ 目標2: 畑地・砂丘地への園芸作物の作付面積の増加

<現状・課題>

- ・ 集落周辺の畑地は利用されているが、中山間地域の未利用地の利活用が課題となっている。
- ・ 羽黒地域に畑作団地を整備したが、近年は高齢化や土地条件が悪い等の要因で未作付地が増加傾向にある。

<振興策>

- ① 未利用地の有効利用を図ります

〔具体的な取組〕

- 省力化栽培技術導入に向けた試験圃としての利用を検討します。
 - ・試験圃設置事業（継続）
- 産地化に向けたアスパラガス等の作物の選定を行います。
 - ・試験圃設置事業（継続）〔再掲〕
- 砂丘地の作付状況等の実態を調査します。（継続）

◇ 目標 3：高品質安定生産技術の普及促進

＜現状・課題＞

- ・ 気象条件や土壌環境による生産量の増減や品質の変化を軽減する技術普及が必要である。

＜振興策＞

① 安定生産に向けた技術の導入を支援します

〔具体的な取組〕

- 新たな栽培技術の導入リスクを低減する取組みを支援します。
 - ・試験圃設置事業（継続）〔再掲〕
- 県農業技術普及課及びJAとの連携により、栽培技術情報を提供します。（継続）

◇ 目標 4：機材・施設をフル活用した効率的生産によるコスト削減

＜現状・課題＞

- ・ 生産者の高齢化により設備投資が進まないことから、農家所得の向上には既存施設の活用や機械の効率的な運用が必要である。
- ・ 農作業のコスト削減は所得率向上にも効果があることから推進する必要がある。

＜振興策＞

① 一機材多品目生産の効率的な機械利用・設備投資と水稲育苗ハウス等の未利用施設の活用を図ります

〔具体的な取組〕

- 計画的な作付品目の選択と効果的な機械・施設利用ができる制度を県へ要望します。（H27～）
 - ・山形県戦略的園芸産地拡大支援事業（H25～H28 予定）〔再掲〕

◇ 目標 5：果樹産地の計画的な生産振興

＜現状・課題＞

- ・ 果樹は一定の収入を得るまで年数が必要であることから、新規参入しにくい現状がある。
- ・ 高齢化により樹園地の拡大が鈍化している。
- ・ 果樹産地構造改革計画の指定地域が楡引地域に限られているが、全市展開するなどの見直しを図る必要がある。

＜振興策＞

① 果樹産地構造改善計画の見直しと改植・産地拡大の支援を行います

〔具体的な取組〕

- ▶ 果樹産地構造改善計画に基づく果樹生産計画を全市的に見直します。(H27～)
 - ・果樹産地構造改革事業(国)(継続)
 - ▶ さくらんぼの産地拡大を支援します。
 - ・種苗導入支援事業(継続)
 - ・庄内産さくらんぼ振興プロジェクト(県)(継続)
 - ▶ 庄内柿の振興策を検討します。(継続)
 - ・種苗導入支援事業(継続)[再掲]
 - ・放任樹再生支援体制整備事業(H27～)
- ② 観光果樹園の強化による誘客の拡大により、農産物の販売を促進します
- ▶ 観光さくらんぼ園での販売促進を支援します。
 - ・庄内産さくらんぼ振興プロジェクト(県)(継続)[再掲]



さくらんぼの栽培技術講習会でスキルアップを図る

2) 特産農産物の競争力強化

◇ 目標1：ブランド農産物を核としたPR強化による鶴岡産農産物の販売への波及

<現状・課題>

- ・鶴岡市は、全国的な知名度を持つブランド農産物「だだちゃ豆」やブランド米「つや姫」を有する。また、その他のブランド農産物としては、市場の信頼を得て産地リレーに組み込まれる「庄内柿」「砂丘メロン」「軟白ねぎ」、また、「焼畑あつみかぶ」「山菜」が挙げられる。
- ・これらの農産物を活用し、鶴岡市の全ての農産物は、安全・安心で美味しいという地域のブランドイメージを確立する必要がある。
- ・ブランド戦略は、計画を立てて市全体で取り組むことが必要だが、十分に対応できていない。
- ・ブランドの義務として、安定的に高品質な農産物を供給する必要があるが、生産量や品質が不安定である。
- ・年々園芸作物の生産者数及び作付面積が減少傾向にある。

<振興策>

- ① 競争力のあるトップブランド農産物を中心とした鶴岡産農産物の販売促進活動を推進します

〔具体的な取組〕

- ▶ 「鶴岡地域だだちゃ豆生産者組織連絡協議会」の機能強化を図り、だだちゃ豆のブランド戦略を推進します。(継続)
- ▶ トップセールス*の実施により、生産者の士気を高めるとともに、産地の意気込みを外部に発信します。(だだちゃ豆・庄内柿など)(継続)

※トップセールス

市長が、自ら宣伝マンとなって売り込むこと。

- ▶ ユネスコ創造都市ネットワーク食文化部門への認定やミラノ国際博覧会を契機とし、より効率的な情報発信を検討します。(H27～)



東京大田市場では枝豆の
トップセールスを展開した

② ブランド農産物の品質の向上と販売強化を図ります

〔具体的な取組〕

- ▶ 生産量・品質・価格の安定に係る各種対策を実施します。
 - ・栽培技術指導の徹底(継続)
 - ・栽培技術研修会の開催(継続)
 - ・青果物価格安定対策事業(継続)
 - ・実需者とのマッチング事業(継続)
- ▶ 需要に応じた生産体制を検討します。
 - ・生産者向け勉強会の開催(継続)
- ▶ マスメディアの活用によりタイムリーな情報を発信します。(継続)

3) 特色ある農産物による魅力ある産地づくり

◇ 目標1：農産物の多様性の強化

＜現状・課題＞

- ・本市は全国でも上位の面積を持ち山間部から丘陵地帯、平野、砂丘地と多様な農地を保有しており、水稻、畑作物、野菜、果樹等多様な農産物を生産していることが魅力となっており、強味となっている。
- ・地域毎に独自性を売りにした展開を図る必要がある。
- ・果樹生産が盛んな櫛引地域では、観光果樹園や産直販売等、消費者に近い位置での小ロット多品目の産地形成が図られている。

＜振興策＞

① 農業環境の多様性を活かした多品目生産を推進します

〔具体的な取組〕

- 地球温暖化等の環境変化に対応した作物の選択など新たな品目の導入を支援します。(H27～)
 - ・試験圃設置支援（継続）
- 地産地消の推進に係る多様な品目の生産を支援し、自給率の向上を目指します。
 - ・園芸振興各種補助事業（継続）

◇ 目標2：特色ある地域農産物の産地形成

＜現状・課題＞

- ・栽培環境が一律でないことから産地形成には各地域の土壤に適する特色ある品目の選定が必要である。
- ・特産農産物である枝豆やメロン、柿以外は全国的に産地と呼べる規模に達しておらず、多品目小ロットの生産体制であることから、市場出荷の強化にあたっては品目を絞り、生産量の増加を図るなどの対策が必要である。

＜振興策＞

① 立地条件別の重点振興品目の選定と産地化を図ります

〔具体的な取組〕

- 地域特性にあった産地化品目を選定します。(H27～)

(例) { 中山間地域：山菜
 丘陵地域：アスパラガス
 扇状地：果樹 平野部：枝豆
 砂丘地：メロン・長ねぎ
 大面積区画：加工用野菜

- ・園芸振興各種補助事業
 (継続) [再掲]
- ・種苗導入支援事業 (継続) [再掲]
- ・試験圃設置支援 (継続) [再掲]



温海地域では耕作放棄地解消対策も兼ねたワラビの新植が共同で進められている

◇ 目標3：在来作物の活用による鶴岡産農産物のイメージアップ

＜現状・課題＞

- ・本市に特に多く存在する在来作物は、鶴岡市の食と農業に対する高い意識を発信するツールである。
- ・地域の食文化を象徴する在来作物の生産の継続が必要である。

＜振興策＞

① 在来作物の振興と産地イメージの発信

〔具体的な取組〕

- 生産の継続支援と種子の保存・継承を支援します。
 - ・ 在来作物生産振興事業（継続）
- 食文化情報や希少な農産物の情報を発信します。
 - ・ 食文化推進関係事業（継続）



細長い形状が特徴的な小真木大根。
お正月のハリハリ漬には欠かせない

4) 降雪や異常気象等の自然環境を克服する園芸産地の形成

◇ 目標 1：自然環境に負けない農業の推進

<現状・課題>

- ・ 近年、干ばつや集中豪雨、突風、豪雪等の気象災害による農業被害が頻発している。
- ・ 豪雪地帯であることから冬場の農業経営が課題である。

<振興策>

① 施設園芸用の耐雪・耐風性の高い補強型ハウスの導入を支援します

〔具体的な取組〕

- パイプハウス等園芸施設整備の標準的仕様として補強型ハウスを推進します。
 - ・ 山形県戦略的園芸産地拡大支援事業（H25～H28 予定）〔再掲〕

② 気象災害に備えた各種管理技術の習得を推進します

〔具体的な取組〕

- 技術研修会の開催等を関係機関に働きかけます。
 - ・ 技術研修会の開催支援（継続）

③ 冬期間の収入確保のための園芸品目の選定を支援します

〔具体的な取組〕

- 冬期間に栽培可能な作物の作付支援と、利用方法を検討します。
 - ・ 県やJAとの連携による支援（継続）

【数値目標】

項目	H25（現状）	H30（目標）
園芸作物の作付面積	1,678ha	1,850ha
うち、果樹面積	183ha	200ha

3- (4). 畜産の振興

・・・振興テーマ・・・

- 1) 足腰の強い畜産の振興
- 2) 環境対策を考慮した畜産の振興
- 3) 家畜由来の病気の発生防止と発生時の緊急対応

【背景】

畜産農家の高齢化と後継者不足、環境対策への投資負担の増加、飼料価格の高止まりによる収益性の悪化など畜産を取り巻く環境は厳しさを増し、畜産農家は年々減少している。新規就農者も含め、後継者が取り組みやすい条件整備など環境づくりが必要である。

1) 足腰の強い畜産の振興

◇ 目標 1：畜産農家数の維持・規模拡大と新規参入者の確保

<現状・課題>

- ・ 畜産農家の経営環境の悪化等により、高齢化や経営規模の縮小が進んでいる。
- ・ 5年前と比較し、全般的に畜産農家数、飼養頭羽数ともに大きく減少している。(表 1)
 牛：農家数・飼養頭数ともに 3 割程度減少しており、1 戸当たりの飼養頭数はほぼ変わらない。
 豚：農家数は 3 割程度、飼養頭数は 2 割程度減少しているものの、1 戸当たりの飼養頭数は増加している。
 鶏：農家数はほぼ変わらないが、飼養頭数は 2 割強程度減少している。また、1 戸当たりの飼養羽数は 2 割程度減少している。
- ・ 後継者や新規就農者の確保が課題となっている。

表 1 畜産農家数・飼養頭羽数の推移

上段：戸数（戸）、下段：頭羽数（頭羽）

畜種	H21	H22	H23	H24	H25
牛	100	86	83	77	69
(乳用牛・肉用牛)	2,312	2,027	1,836	1,613	1,553
豚	39	32	30	26	27
	31,180	26,072	25,674	26,925	23,636
鶏	20	17	18	18	19
(採卵鶏・肉用鶏)	293,615	243,252	235,747	219,006	222,239
合計	159	135	131	121	115
	327,107	271,351	263,257	247,544	247,433

資料：農政課調べ

<振興策>

- ① 担い手となる畜産農家への研修や空き畜舎の有効利用を図り、新規参入しやすい体制を整えます
- ② 畜舎等の改修や新設により経営規模の拡大を進めます
〔具体的な取組〕
 - ▶ 畜産生産拡大に要する施設整備・機械導入等への支援とともに空き畜舎の有効活用を図ります。
 - ・畜産生産拡大支援事業（継続）

◇ 目標2：畜産経営の安定と耕畜連携の推進

<現状・課題>

- ・ 長期的な飼料価格の高騰など、畜産農家にとっては経営基盤そのものを揺るがす厳しい状況が続いている。
- ・ 耕種農家から畜産農家への飼料用米やWCS*等の供給が十分に進んでいない。

※WCS

ホールクロップサイレージ。稲など本来子実をとることを目的に作られた作物を、子実が完熟する前に籾と茎葉部を一緒に収穫し、発酵させて家畜用飼料(サイレージ)にしたもの。

<振興策>

- ① 優良種の導入と増頭を支援します
〔具体的な取組〕
 - ▶ 雌牛への優良種の人工受精、優良繁殖雌豚や乳用雌牛の導入を進めます。
 - ・優良種導入支援事業（表2）（継続）
 - ▶ 和牛導入時に市有牛貸付事業を行い、畜産農家の初期投資の負担の軽減を図り導入頭数を増やす取組を行います。
 - ・肉用牛振興基金貸付事業（継続）

表2 優良種導入支援事業実績

項目	H21	H22	H23	H24	H25
優良種牛の人工授精液数（本）	150	150	145	128	122
優良種繁殖雌豚導入数（頭）	256	247	244	247	203
優良種乳用雌牛導入数（頭）	13	3	0	6	1

資料：農政課調べ

- ② 近年高騰している外国産飼料から、国産飼料への切り替えに対し支援します
〔具体的な取組〕
 - ▶ 国産飼料用米等の生産及び利用拡大を進めます。
 - ・飼料用米等生産利用拡大支援事業（県事業）（継続）

表3 作付面積（飼料用米、WCS）（単位：ha）

項目	H21	H22	H23	H24	H25
飼料用米	26.5	143.2	370.5	448.4	257.4
WCS	13.0	19.9	21.1	20.2	18.6

資料：農政課調べ

◇ 目標3：公共牧場の有効利用

<現状・課題>

- ・ 畜産農家が減少してはいるものの、庄内広域育成牧場及び大網放牧場における放牧については順調に行われており、畜産農家の労力の軽減、飼料代の低減、繁殖牛の健康増進、受胎率の向上の効果を発揮している。
- ・ 放牧による畜産農家の安定経営を図るため放牧は必要であるが、放牧場預託費の経費が生じる。
- ・ 他町村からの入牧数の増加に加え、平成26年度をもって大網放牧場が廃止されることに伴い、平成27年度から入牧希望頭数がさらに増えているが、現在の庄内広域育成牧場の設備の充実が必要である。

<振興策>

- ① 公共牧場の利用を推進し、畜産農家の負担軽減や牛の健康増進等を図ります（表4）
〔具体的な取組〕
 - 夏山冬里方式による公共牧場の積極的な利用を促進します。（継続）
- ② 畜産農家の放牧場預託費の軽減を図ります
〔具体的な取組〕
 - 放牧場預託料の助成を行います。
 - ・ 放牧場預託事業（継続）
- ③ 庄内広域育成牧場の受け入れ頭数拡大を図ります
〔具体的な取組〕
 - 放牧場の水飲み場の設置、牧柵の整備等の支援を行います。
 - ・ 庄内広域育成牧場施設整備支援事業（H27）

表4 放牧頭数の推移（単位：頭）

項目	H21	H22	H23	H24	H25
庄内広域育成牧場	197	169	131	142	137
大網放牧場	42	46	42	31	41
合計	239	215	173	173	178

資料：農政課調べ



農家の労力軽減を図り丈夫な牛を育てるため
牧場に放牧する

◇ 目標 4：堆肥製造施設の効率的利用と製品の安定生産

<現状・課題>

- ・ 既存の堆肥製造施設の老朽化が進んでおり、また、臭気の問題や稼働率が低調な施設もあることから、安定的な有機堆肥の提供に向けた堆肥製造施設の統合、機能分担が必要になってきている。
- ・ 堆肥製造量が横ばいに推移しており、堆肥利用が進んでいない。
- ・ 畜糞全量が堆肥センターへ搬入されず、未完熟堆肥の使用が見受けられる。

<振興策>

- ① 堆肥製造施設の効率的利用を図るため、広域的な堆肥の需給体制を検討するとともに、関連施設の再編に取り組みます

[具体的な取組]

- 広域的な堆肥の需給体制と既存施設の老朽化・臭気・経営等多面的な側面から関係機関・団体と調査検討するとともに、関連施設の再編に取り組みます。(継続)

- ② 畜糞全量を堆肥センターへ搬入し、優良な堆肥製造量を確保する取組を行います

[具体的な取組]

- 有機堆肥の原料となる畜糞を堆肥センターへ搬入するよう誘導します。(継続)

表 5 堆肥販売量（堆肥製造施設で製造した分） (単位：t)

項目	H21	H22	H23	H24	H25
堆肥販売量	9,890	10,478	9,930	9,398	10,483

資料：農政課調べ

2) 環境対策を考慮した畜産の振興

◇ 目標 1：畜産と周辺集落との調和

<現状・課題>

- ・ 畜産農家や企業畜舎周辺等で畜糞尿の臭気の苦情がたびたび寄せられる。
- ・ 自家留保堆肥や近隣への臭気が課題となっている。

<振興策>

① 畜糞処理について、家畜排せつ物処理基準の指導を行います

[具体的な取組]

- ▶ 畜糞は可能な限り堆肥センターへ搬入するよう誘導します。(継続)
- ▶ 自家製造する場合は排せつ物処理基準に適合する施設を整備するよう指導し、臭気拡散防止を進めます。(継続)
- ▶ 畜尿処理費用への補助を行います。
 - ・家畜排せつ物処理事業(表6)(継続)

表6 家畜尿処理量の推移

(単位:t)

項目	H21	H22	H23	H24	H25
家畜尿処理量	3,859	3,572	3,587	3,119	3,047

資料：農政課調べ



堆肥センターでは良質な畜糞堆肥の製造が行われている
(写真は藤島地域の施設)

3) 家畜由来の病気の発生防止と発生時の緊急対応

◇ 目標1：家畜伝染病のまん延防止

<現状・課題>

- ・口蹄疫並びに鳥インフルエンザの家畜伝染病対策は県を中心に実施し、市町村では県への協力や地元住民の対応をすることとなっている。県・市ともに対策マニュアルを定めている。

<振興策>

① 有事の際、県への動員や市本部体制を速やかに対応できるようにします

[具体的な取組]

- ▶ 県マニュアルの改訂や人事異動に伴い随時市マニュアルを改訂し、有事の際に速やかに対応できる体制を整えるとともに、周知徹底を図ります。(継続)

【数値目標】

項 目	H25 (現状)	H30 (目標)
畜産農家数	115 戸	115 戸
市有牛貸付頭数	167 頭	170 頭
公共牧場放牧頭数	178 頭	230 頭
堆肥販売量 (堆肥製造施設で製造した分)	10,483 t	10,700 t

4. 中山間地域の振興

・・・振興テーマ・・・

- 1) 地域資源を有効活用した生産振興と小ロット農産物の加工・販売拡大の促進
- 2) 耕作放棄地の拡大防止及び解消
- 3) 有害鳥獣の被害防止対策への支援
- 4) 中山間地域における農業の維持と活性化

【背景】

少子高齢化の影響による生産者の減少や高齢化、担い手不足による耕作面積の減少が耕作放棄地の拡大を加速させており、また、小規模農家が多く、経営規模の大規模化や大型機械化に不向きな立地条件のため、平野部のような農作業の効率化やコスト削減が困難な状況にある。

1) 地域資源を有効活用した生産振興と小ロット農産物の加工・販売拡大の促進

◇ 目標 1：生産者の所得の向上

<現状・課題>

- ・ 森の産直カー給食*の実施により販路拡大の成果が見え始めている。
- ・ 豊富な山の恵みが存在するが、農家の高齢化により収穫されない山菜等が増えている。
- ・ 地域食材のブランド化を図り、販売促進による消費の拡大を図る必要がある。

※森の産直カー給食

市内の保育園の給食食材として、中山間地の農産物を納品する事業。

<振興策>

① 森の産直カー給食実施施設の拡大を図ります

[具体的な取組]

- 生産者や産直施設と連携し、自前給食の市内保育施設への森の産直カー給食の拡大を図るとともに、大規模保育園や福祉施設などの給食受託業者との年間契約を検討します。

- ・ 森の産直カー給食対象施設の拡大
(継続)



市内保育園で実施の森の産直カー給食。栄養満点の給食に子供たちも大満足！

② JAの出資法人や農業者グループ等による収穫サービスの拡充を支援します

[具体的な取組]

- 未収穫状態にある山菜類について、所有者の理解を得ながら、収入に繋げる仕組みを構築します。(H27～)

③ 新規加工品開発や開発加工品の販売場所の確保に対して支援します

[具体的な取組]

- 農林水産物の高付加価値化や販路の確立などの取組に対して支援します。
 - ・6次産業化ファーストステップ推進事業（H27～）
- 農林漁業者が生産現場での創意工夫に富んだ取組に対して支援します。
 - ・農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業（継続）

④ 地域食材（焼畑あつまかぶ）のブランド化を推進します

〔具体的な取組〕

- 高品質な「焼畑あつまかぶ」の安定生産を促進します。（継続）
- 商標登録したロゴマークを活用した各種ツールを活用し、PR活動を強化します。（継続）
- 雪室での長期保存試験や新たな加工品の開発を進めます。（継続）
- 木質バイオマス発電事業*で出る灰の利活用の可能性の検討や、森林組合の伐採地を栽培圃場として活用し、生産効率のアップを図ります。（H27～）
 - ・焼畑温海かぶブランド力向上対策協議会の運営（継続）



焼畑あつまかぶのロゴマーク

※木質バイオマス発電事業

木の伐採や造材の過程で発生する枝や端材を燃焼させて発電する事業。

2) 耕作放棄地の拡大防止及び解消

◇ 目標 1：耕作放棄地面積の削減

＜現状・課題＞

- ・高齢化の進行により離農者が増大する一方、地域の担い手不足により耕作放棄地の拡大が危惧される。

表 1 耕作放棄地の推移

(単位：ha)

	H21	H22	H23	H24	H25
鶴岡地域	208.9	240.8	229.8	212.3	157.9
藤島地域	26.3	31.2	30.3	34.4	27.5
羽黒地域	172.7	155.3	140.7	148.9	124.1
楯引地域	35.2	33.9	32.8	34.0	25.3
朝日地域	90.0	83.9	92.0	92.5	84.1
温海地域	64.6	68.5	77.5	82.1	135.4
鶴岡市全体	597.7	613.6	603.1	604.2	554.3

資料：耕作台帳

＜振興策＞

① 耕作放棄地再生事業を活用して耕作放棄地の解消を図ります

〔具体的な取組〕

- 再生可能な農地については、再生後の採算性も考慮しながら、耕作放棄地再生利用交付金を活用して解消を図ります。
 - ・耕作放棄地再生事業（継続）

② 農地中間管理機構や集落ぐるみの取組により、農地の維持に努めます

〔具体的な取組〕

- 農地中間管理事業を活用して、市、J A、農業委員会の連携により、より効果的な農地集積を図ります。

- ・農地中間管理事業（継続）〔再掲〕

③ 遊休農地を活用した市民農園の運営を支援します

〔具体的な取組〕

- P Rを強化し、遊休農地の効果的な活用を推進します。

- ・羽黒地域の市民農園の運営支援（継続）

④ 農地資源の管理や農作業支援できる団体等の取組に支援します

〔具体的な取組〕

- J Aや農業者等が主体的に行う耕作放棄地解消の取組に対して、耕作放棄地の現状や支援策など、的確な情報提供を行います。（継続）

3) 有害鳥獣の被害防止対策への支援

◇ 目標 1：有害鳥獣被害の縮小

＜現状・課題＞

- ・ 追い払い活動の強化や電気柵等の導入により、被害の縮小に努めている。
- ・ サルやクマの出没が平場でも見られるようになってきている。一方で中山間地ではニホンジカやイノシシの目撃も複数発生してきている。
- ・ 猟友会会員の減少と高齢化により、緊急捕獲等の対応が困難になりつつある。
- ・ 地域住民が主体となった追い払い活動組織の育成と自立が必要である。

表 1 有害鳥獣による農作物被害状況

	H22	H23	H24	H25
被害面積 (ha)	25.9	26.0	33.7	25.2
被害額 (千円)	45,040	46,939	65,609	42,111

資料：農政課調べ

＜振興策＞

① 地域住民による自立的な追い払い活動への支援及び電気柵や爆音機等の被害防止機器導入への支援の拡大を図ります

〔具体的な取組〕

- 地域住民が一体となった追い払い活動に係る経費及び電気柵等の購入経費の一部に助成を行います。
 - ・有害鳥獣被害軽減モデル事業（継続）
 - ・鳥獣被害防止地域活動支援事業（継続）
 - ・鳥獣被害防止対策事業（継続）

② 狩猟免許取得経費等の支援により猟友会員の確保を図ります

〔具体的な取組〕

- 狩猟免許及び銃砲所持許可の取得時の費用の一部助成を行います。
 - ・ 猟銃免許取得支援事業（継続）
- ③ 市鳥獣被害対策実施隊の結成及び市鳥獣被害防止対策協議会の活動の充実により、捕獲・追い払い活動の強化を図ります

〔具体的な取組〕

 - 実施隊による新たな捕獲実施体制の整備を行います。
 - ・ 市鳥獣被害対策実施隊による捕獲等活動の実施（継続）
 - ・ 実施隊活動支援補助事業（継続）
 - 鳥獣被害防止対策協議会の活動へ支援します。
 - ・ 市鳥獣被害防止対策協議会への活動補助（継続）
- ④ 有害鳥獣対策の研修を実施し、関係者のスキル向上を図ります

〔具体的な取組〕

 - より効果的な追い払いや新たな有害鳥獣への対策を講じるため、県等と連携し関係者のスキル向上の研修等を実施します。（継続）



H26に実施隊を結成

4) 中山間地域における農業の維持

◇ 目標1：営農活動や共同活動による農地の多面的機能の維持・保全

<現状・課題>

- ・ 高齢化、後継者不足による農家数の減少が続いている。
- ・ 狭小で段差のあるほ場条件や鳥獣による農作物被害といった営農に不利な条件となっている。
- ・ 後継者不足によりほ場の管理ができず、耕作放棄地や不作付地の増加につながっている。

表1 人口の推移

(単位：人)

	人口			65歳以上人口		
	H17	H22	H25	H17	H22	H25
鶴岡地域	98,127	95,209	93,688	24,512	26,089	27,400
藤島地域	11,595	11,065	10,847	3,232	3,297	3,409
羽黒地域	9,323	9,059	8,814	2,643	2,687	2,638
櫛引地域	8,320	7,794	7,605	2,385	2,351	2,362
朝日地域	5,378	4,798	4,615	1,683	1,608	1,638
温海地域	9,641	8,698	8,262	3,175	3,190	3,242
鶴岡市全体	142,384	136,623	133,831	37,630	39,222	40,689

資料：国勢調査

表2 中山間地域等直接支払事業の推移

	集落協定数				参加農家数（人）				対象面積（ha）			
	H22	H23	H24	H25	H22	H23	H24	H25	H22	H23	H24	H25
鶴岡地域	16	17	17	17	209	217	233	233	200	205	213	215
藤島地域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
羽黒地域	12	12	12	12	108	116	126	125	206	205	206	206
櫛引地域	6	6	6	6	169	169	166	166	164	164	171	171
朝日地域	31	31	31	31	731	737	732	733	755	765	767	768
温海地域	15	15	15	16	449	454	436	439	369	372	372	375
鶴岡市全体	80	81	81	82	1,666	1,693	1,693	1,696	1,694	1,711	1,729	1,732

資料：農政課調べ

＜振興策＞

① 中山間地域の生産活動の維持を支援します

〔具体的な取組〕

- 日本型直接支払制度*のうち多面的機能支払*や中山間地域等直接支払*の活用により、地域の生産活動の維持と活性化の取組を支援します。

- ・多面的機能支払（継続）

- ・中山間地域等直接支払（継続）

※日本型直接支払制度

農業の多面的機能（水路、農道、ため池及び法面等の農業を支える共用の設備）の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する制度。

※多面的機能支払

多面的機能を支える共同活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援する制度。

※中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地域と平地との生産コストの差を支援する制度。



共同作業によって農業施設の長寿命化が保たれる

【数値目標】

項目	H25(現状)	H30(目標)
森の産直力一給食対象施設数	保育・福祉 5	保育・福祉施設 12
焼畑あつみかぶの生産量	112 トン	120 トン
耕作放棄地の面積	554.3ha	500.0ha

項目	H24(現状)	H28(目標)
鳥獣被害状況（被害面積）	33.7ha	30.3ha
同上（被害額）	65,609千円	59,050千円

※鶴岡市鳥獣被害防止計画（H26～H28）の目標値

5. 環境保全型農業の推進

・・・振興テーマ・・・

- 1) 環境保全型農業*（有機農業*、特別栽培*、農薬を減らす取組等）の全市的な推進
- 2) 有機性堆肥の安定的な確保と活用による土づくりの強化
- 3) 環境保全型農業を軸とした「鶴岡産農産物ブランド」の確立
- 4) 次代に向けた環境保全型農業の啓発と生物多様性の保全の推進

【背景】

農業所得安定のための各種支援制度の活用や、全国の市で唯一の農産物認定認証事業*により、水稻においては、特別栽培を中心に作付面積が着実に増加しているものの、消費者に対する環境保全型農業の取組や価値の理解、売り場の認知が依然十分とは言えず、有利販売による農家所得の顕著な増加には結びついていない。

※環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

※有機農業

生産から消費までの過程を通じて化学肥料・農薬などの合成化学物質や生物薬剤、放射性物質などを全く使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産する農業。

※特別栽培

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬及び化学肥料(窒素成分)の双方を慣行栽培の5割以下に減らして栽培すること。

※農産物認定認証事業

市自らが JAS 法に基づいた有機農産物の生産行程管理者の認定や独自の厳しい基準を設けた特別栽培農産物の認証を行っている。鶴岡産農産物の安心・安全なイメージの発信や高い付加価値づけを目指す取組。

1) 環境保全型農業(有機農業、特別栽培、農薬を減らす取組等)の全市的な推進

◇ 目標 1：環境保全型農業（有機栽培、特別栽培、農薬を減らす取組等）の全市的取組の推進と栽培技術の普及

<現状・課題>

- ・ 有機栽培や特別栽培は、雑草害や病害虫の発生等により一時的に収量や品質が下がることがある。また化学合成農薬を減らすために機械除草や紙マルチ等の土壌被覆を行うなど、場合によって生産コストや労力が増えたり新技術を導入する必要がある。
- ・ 一方、肥料や農薬の使用においては土壌分析に基づく適正（必要最小限）な量の利用を心がけ、土壌を最適な状態に保つことが重要である。
- ・ 今後は収量や品質の維持、生産コストや労力の抑制を考慮し、これまでの栽培技術を継承しつつ技術開発や導入を一層進めていくとともに、山形県「全県エコエリア構想」*も踏まえ、特に米において有機栽培、特別栽培のほか農薬を減らす取組等の一層の拡大を推進する必要がある。（表 1）

※「全県エコエリア構想」

「全県エコエリアやまがた農業推進プラン(H22年12月)」で掲げられた構想で、畜産堆肥等の有機性資源を活用した土づくりを行いながら、化学肥料や化学合成農薬を2、3割以上減らし

た農産物の生産を県内全ての地域で推進する。

表1 有機栽培、特別栽培と慣行栽培の水稲作付割合の推移

		鶴岡地域		藤島地域		羽黒地域		楡引地域		朝日地域		温海地域		合計	
		面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
慣行栽培	H21	3,965	90	1,580	62	1,396	71	861	69	545	96	378	98	8,725	79
	H23	3,744	86	1,528	61	1,321	69	756	63	525	96	342	96	8,216	76
	H25	3,160	78	1,397	58	1,247	69	723	61	521	93	321	93	7,369	71
有機栽培	H21	10	0.2	38	1	11	1	-	-	-	-	-	-	59	0.5
	H23	10	0.2	34	1	13	1	7	1	-	-	-	-	63	0.6
	H25	13	0.3	31	1.3	9	0.5	8	0.7	1	0.1	-	-	62	0.6
特別栽培	H21	417	9	912	36	550	28	392	31	22	4	7	2	2,301	21
	H23	615	14	929	37	589	31	429	36	23	4	14	4	2,599	24
	H25	861	21	988	41	557	31	460	39	38	7	23	7	2,926	28
合計	H21	4,392	100	2,530	100	1,957	100	1,253	100	568	100	385	100	11,084	100
	H23	4,369	100	2,491	100	1,923	100	1,192	100	547	100	356	100	10,878	100
	H25	4,034	100	2,416	100	1,813	100	1,191	100	560	100	343	100	10,357	100

資料：農政課調べ

<振興策>

① 有機栽培、特別栽培、農薬を減らす取組等の環境に優しい農業を全市的に推進します

[具体的な取組]

- 広報・啓発活動を通し、全ての農業者の環境保全の取組を前進させる気運の醸成に努めます。
 - ・エコタウン推進事業の実施（継続）
- 慣行栽培でも実施可能な基本技術の励行を促し、環境保全型農業の取組の全市的な底上げを図ります。（H27～）
- 農業者向けの講習会や研修会を開催し、環境保全型農業に対する意識づけと取組の普及啓発を図ります。
 - ・環境保全型農業研修会の開催（継続）
- 農業生産工程管理（GAP）の策定・実践や、残留農薬分析を踏まえた環境への負荷を軽減できる防除暦の策定の支援を行います。
 - ・消費安全対策交付金事業の実施（継続）

② 環境保全型農業に資する栽培技術の開発・導入・普及に向けた支援を進めます

[具体的な取組]

- 化学合成農薬を使わない除草技術の開発及び導入を図るため、実証圃の設置に対する支援を行います。
 - ・有機・特裁技術の普及を進める実証展示圃の設置（継続）
- 蓄積された栽培技術について、技術指針等の作成やHPでの公開などの支援を行います。
 - ・有機栽培技術公開事業補助事業の実施（継続）



害虫の侵入防止のため仕切りを設置する

◇ 目標 2：環境保全型農業を進める生産体制の整備

<現状・課題>

- ・ 環境保全型農業を全市的な取組とするためには、有機栽培や特別栽培を行っている農業者がより取り組みやすくするとともに、新規就農者や慣行栽培からの転換を志す農業者が取り組みやすい生産体制を整備していく必要がある。
- ・ 有機栽培米や特別栽培米は、慣行栽培米と比較して収量が減少する傾向にある。本市では米の需給調整に係る生産数量目標配分において平成 28 年度まで収量減への補てんやメリット措置を講じることとしており、今後も国等の動向を見ながら効果ある制度設計を検討していく必要がある。

<振興策>

① 農業者の相談窓口や情報提供のネットワークづくりを行います

[具体的な取組]

- 有機栽培、特別栽培の技術指導、使用可能資材や J A S 法に基づく有機認定取得に関する情報提供など、相談窓口や情報提供のネットワークづくりに努めます。

・ 山形県有機農業相談窓口との情報共有・連携（継続）

② 環境保全型農業を柱の一つとした米の生産振興対策を進めます

[具体的な取組]

- 国・県と連携し、環境保全型農業を推進する観点から効果的な支援制度を実施します。

・ 環境保全型農業直接支援対策の活用（継続）

2) 有機性堆肥の安定的な確保と活用による土づくりの強化

◇ 目標 1：効率的な堆肥の製造及び供給体制の構築

<現状・課題>

- ・ 家畜頭羽数の減少により、将来的に有機性堆肥の原料確保が課題になる。
- ・ 堆肥散布組織における利用者は拡大してきているものの、組織の育成が十分とは言えない状況であり、また散布面積は若干伸び悩んでいる傾向にある。（表 2）

表 2 市内堆肥散布組織における堆肥散布実績

組織名	H22		H23		H24		H25	
	散布者数	散布面積	散布者数	散布面積	散布者数	散布面積	散布者数	散布面積
	人	h a	人	h a	人	h a	人	h a
18 堆肥散布共同組合	137	276	215	310	237	313	287	360
南部堆肥散布共同組合	25	163	41	184	114	168	92	193
藤島堆肥散布組合	181	533	162	488	214	443	200	473
羽黒堆肥利用組合	90	348	120	274	114	262	133	305.8
櫛引マニア利用組合	181	414	181	391	152	380	164	402
合計	614	1,734	719	1,647	831	1,566	876	1,733

資料：農政課調べ（一部散布量(m³)から面積を試算し算出）

- ・ 既存の堆肥製造施設の老朽化が進んでおり、安定的な有機堆肥の提供に向けた堆肥製造施設の統合、機能分担が必要になってきている。

<振興策>

① 効率的な堆肥の製造及び運搬体制の構築に向けた調査検討を行います

[具体的な取組]

- 堆肥センターの統合も含めた安定的かつ効率的な堆肥製造体制の整備を進めます。
(継続)
- 堆肥運搬方法の見直しや、効率的な堆肥流通に向けた支援を検討し実施します。
(H27～)

◇ 目標2：堆肥の需要拡大と土づくりの強化

<現状・課題>

- ・ 畜産堆肥の需要量が生産量を下回る需給のミスマッチが生じている。
- ・ 一方で過剰な堆肥施用は水質汚染や富栄養化につながる場合があるため、土壌分析に基づく施肥設計の検討が必要である。
- ・ 堆肥散布時のコスト削減を図るとともに、収量増、品質向上などの効果を明らかにし有機性堆肥の高付加価値化を図ることが必要である。(表3)

表3 堆肥散布にかかるコスト試算

コスト	経費(円)
水稲10a 堆肥価格(円/10a)	1,754～4,410
堆肥運搬手数料	1,000～2,000
水稲10a 堆肥散布料金(円/10a)	1,333～2,000

資料：農政課調べ(市内堆肥製造施設、散布組合の料金より引用)

※散布組合のない中山間地域ではよりコストがかかる状況もある。

<振興策>

① 畜産堆肥の適正散布量の検証と適正施肥に関する啓発を進めます

[具体的な取組]

- ほ場や地区ごとに畜産堆肥の適正散布量の検証を進めるとともに、土壌分析に基づく適正な施肥管理を啓発する機会を設け、意識付けを図ります。
 - ・ 環境保全型農業研修会の開催(継続)
 - ・ 畜産堆肥適正散布量の検証(H27～)

② 堆肥の需要拡大に向けた効果分析と散布コストの低減への支援を行います

[具体的な取組]

- 国の支援策を活用して、堆肥施用面積と利用者の増大に努めます。
 - ・ 環境保全型農業直接支援対策における堆肥施用への支援(継続)
- 土壌成分分析に基づき実施する堆肥散布等に係るコストの低減のための支援を行います。(H27～)
- 堆肥施用の効果分析等を目的とした実証圃設置など、農業者団体が行う堆肥利用促進に資する取組に対する支援を行います。(H28～)

3) 環境保全型農業を軸とした「鶴岡産農産物ブランド」の確立

◇ 目標1：環境保全型農業を軸としたブランド化の推進

<現状・課題>

- ・ 環境負荷軽減の取組(こだわり、手間がかかる等)や効果(安全性、食味等)が必ずしも消費者に見えにくいいため実際の購入に結びつかない、どこで購入できるかがわからないという声がある。
- ・ 講座や交流会等のPR活動による消費者や流通販売者への一層の理解促進が必要である。

<振興策>

① 環境にやさしく良質な鶴岡産農作物の戦略的なPRとブランド化を進めます

[具体的な取組]

- 環境にやさしく安全で美味しい鶴岡産農作物のイメージPRを展開します。
 - ・ 環境に優しい農産物ブランド確立検討会議の実施 (継続)
- 有機農業等に対する理解促進及び実践者を拡大する取組を展開します。
 - ・ イベントの開催や有機栽培技術公開事業の実施 (継続)

② つや姫発祥の地として鶴岡産つや姫の有利販売に努めます

[具体的な取組]

- 県と連携してつや姫のブランド確立を推進し、環境保全型農業の理解、消費の促進を図ります。(継続)

◇ 目標2：市農産物認定認証事業の維持・差別化

<現状・課題>

- ・ 有機認定や特裁認証の管理体制や表示への信頼性、認知度を高め、市の認定認証による安全で環境にやさしい農産物を一層PRする必要がある。
- ・ 有機栽培認定と特別栽培農作物認証(鶴岡Ⅰ型、Ⅱ型及び新たな認証)の認定認証件数の拡大を図っていく必要がある。(表4)

表4 市農産物認定認証事業の実績 (単位：件、ha)

		区分	H23	H24	H25
認定数		有機農作物認定	6	6	6
		特別栽培農作物認証	52	62	60
		鶴岡Ⅰ型	11	12	13
		鶴岡Ⅱ型	5	5	5
認定面積		有機農作物認定	10	13	11
		特別栽培農作物認証	706	871	929
水稻		有機農作物認定	10	13	11
		特別栽培農作物認証	688	850	917
		鶴岡Ⅰ型	20	24	24
		鶴岡Ⅱ型	10	9	10
枝豆		特別栽培農作物認証	17	19	12
その他		特別栽培農作物認証	1	2	1

資料：藤島庁舎産業課調べ

＜振興策＞

① 認定認証機関としての利用者の維持・拡大を図ります

〔具体的な取組〕

- ▶ 認定認証事業のPR強化のため効果的な手法を実施します。
 - ・制度周知の強化、認証シールの見直し、認定認証を取得した事業者の紹介等の実施（H27～）

② 市認定認証事業を活用したブランド展開を推進します

〔具体的な取組〕

- ▶ 市の認証制度を活用した新たなブランドの展開を検討し実施します。（H27～）

4) 次代に向けた環境保全型農業の啓発と生物多様性の保全の推進

◇ 目標1：消費者や子どもが親しみやすい環境づくり

＜現状・課題＞

- ・ 環境保全型農業の理解促進には、大人はもとより子どもたちへの食農教育など環境保全型農業について広くわかりやすく情報発信することが重要である。
- ・ 関心のある消費者が環境保全型農業で生産された農産物を容易に入手できるような流通体制が必要である。

＜振興策＞

① 消費者や子どもが親しみやすい環境づくりを進めます

〔具体的な取組〕

- ▶ 次代を担う子どもたちへの農業の理解促進、ふるさと意識の醸成の取組を実施します。
 - ・ 田んぼの生き物調査事業（継続）
 - ・ 有機特栽農家による小学校への出前講座と試食会（継続）
 - ・ 学校給食での地元特栽米の提供等産地消の拡大（H30～）
- ▶ 実需者に対するほ場の見学ツアーや要望調査等の実施など、生産者とのマッチングを行いネットワークの形成に努めます。（H28～）



田んぼの生き物調査を通して環境にやさしい農業の理解を深める

◇ 目標2：生物多様性の保全と循環型農業に資する取組の推進

＜現状・課題＞

- ・ 豊かな自然環境を保全し、生物の多様性を確保するために農耕地等を適切に保全する必要がある。
- ・ 農薬や肥料の不適切な利用は地下水や河川等の水質悪化を招きかねず、環境に与える影響が大きいことから、適正な利用を進めていく必要がある。
- ・ 本市面積の7割を超える広大な森林資源や豊かな水産資源をもとに、木質バイオマスの再資源化や廃棄資材の肥料化など、環境負荷を軽減した資源循環型の農業を目指す必要がある。

＜振興策＞

① 生物多様性の保全と水田生態系の質的向上につながる取組を推進します

[具体的な取組]

- 生物多様性の保全につながる、冬期湛水管理、簡易ビオトープの設置や有機農業の実施を推進します。

・ 環境保全型農業直接支援対策による生物多様性保全の取組の推進（継続）

② バイオマス資源等を活用した環境負荷の少ない農業を推進します

[具体的な取組]

- 剪定枝や樹皮など木質バイオマスの再資源化について調査研究を進め、活用を支援します。

・ 木質バイオマスによる発電排熱を利用した次世代施設園芸プロジェクトの検討（継続）

- 牡蠣がら、漂着枯葉などの未利用資源の再資源化の可能性を関係機関とともに検討します。

・ 庄内未利用資源利活用プロジェクトへの参画（継続）

【数値目標】

項 目	H26（現状）	H30（目標）
有機栽培、特別栽培と慣行栽培の水稲作付割合	慣行 71:有機特裁 29	慣行 50:有機特裁 50
堆肥散布面積、堆肥利用者数	1,566ha（H24年） 831人（H24年）	1,800ha 1,000人

6. 農業生産基盤の整備

…振興テーマ…

- 1) 農業生産の効率化と安定化を図るための農業生産基盤の整備促進
- 2) 農地・農業用施設の災害発生の未然防止による農業生産の維持及び農業経営の安定
- 3) 多面的機能支払の推進

【背景】

昭和30年代から40年代にかけて整備された用排水路などの生産基盤施設は老朽化が進み、ほ場区画が小さいために大型農業機械の導入による省力化や畑作物の栽培の妨げとなっている。

また、局地的豪雨などの発生により、用排水路や農道などの農業生産施設および周辺農地や集落が被災する危険性が增大している。

一方で、農家数の減少により、農家だけでは農業生産施設の維持管理が困難な状況となっている。

1) 農業生産の効率化と安定化を図るための農業生産基盤の整備促進

◇ 目標1 : 赤川2期地区国営かんがい排水事業の促進

<現状・課題>

- ・ 赤川地区国営かんがい排水事業により整備された基幹用水施設の老朽化により、維持管理経費が増大している。

表1 赤川2期地区国営かんがい排水事業の進捗率

事業実施状況	全体	H24まで	H25	H25まで
事業費(千円)	14,900,000	3,726,465	2,291,165	6,017,630
進捗率(%)	—	25.0%	—	40.4%

資料：農山漁村振興課調べ

<振興策>

① 赤川2期地区国営かんがい排水事業で再整備を促進し、施設の更新を行います

[具体的な取組]

- 「赤川地区国営土地改良促進協議会」の活動を通して円滑に事業を進めます。

(H22～H30)



国営事業により改修が行われている赤川頭首工

◇ 目標2： 県営ほ場整備事業の促進

＜現状・課題＞

- ・ 本市の水田ほ場整備率は、非補助単独整備事業の実績を加えると約91%に達しており、県平均と比較して整備が進んでいる。
- ・ 平成21年度から鶴岡・西郷北部地区(302.8ha)、平成24年度から羽黒・鎌田地区(41.6ha)、平成26年度から櫛引・たらのきだい地区(24.8ha)で、ほ場整備事業に取り組んでいる。
- ・ 鶴岡地域の一部、羽黒地域の一部、櫛引の一部、朝日地域、温海地域など山間地や海岸部では、ほ場区画が小さく素堀り水路や老朽化した水路などにより、水稻の生産のみならず転作も含めた営農に支障をきたしている。
- ・ 鶴岡・北西部砂丘地区では、十数本の深井戸が設置され、メロンや花卉・野菜等の栽培に取り組んでいるが、施設の老朽化により水量が減少しており、用水の確保が課題となっている。また、畑地帯の農道が整備不十分で、収穫物運搬時に荷痛みが危惧されるなど、効率的な営農活動に支障をきたしている。

表2 ほ場整備状況（平成25年度）

	田の整備率			畑の整備率		
	対象面積 [ha]	整備面積 [ha]	整備率 [%]	対象面積 [ha]	整備面積 [ha]	整備率 [%]
鶴岡	5,570	5,480	98.0	538	199	37.0
藤島	3,570	3,569	100.0	284	0	0.0
羽黒	2,770	2,170	78.1	871	688	79.0
櫛引	1,780	1,771	99.5	415	294	70.8
朝日	930	(867)	(93.2)	229	0	0.0
温海	710	(173)	(24.3)	143	14	9.8
合計	15,330	(14,030)	(91.5)	2,480	1,195	48.2
庄内地域	36,600	32,898	(89.9)	4,500	2,545	56.6
県	95,600	70,769	(74.0)	21,500	12,907	60.0

資料：農山漁村振興課調べ

*データは県から入手したもので、整備面積は県が補助した事業(ただし、県として公表しているのはブロック毎の数値で、旧市町村毎の数値は参考値扱いである。)の面積である。

* ()書きは、非補助単独事業等を加えた数値(ただし、災害復旧工事などにあわせて個人が実施した棚田整備等は含まれていない。)

＜振興策＞

① 未整備地域内の受益者に対して、事業の理解を深めます

[具体的な取組]

- 未整備地区での説明会等で、事業の詳細説明を行います。(継続)
- 土地改良区区域外の地区における、事業完了後の土地改良施設の管理体制を整備します。(継続)



県営事業により整備された大区画ほ場

◇ 目標3 : 水田畑地化基盤整備事業の促進

<現状・課題>

- ・ 水田農業における本格的な畑作物栽培を進めるため、水田畑地化基盤整備を促進しており、第1期水田畑地化基盤整備事業で、整備されなかったほ場への対応が求められていた。

表3 水田畑地化基盤整備状況 (H25 末)

	水田畑地化基盤整備面積 [ha]			対象面積 [ha]	整備率 [%]	
	合計	県営	団体営			小規模
鶴岡	361.2	238.8	122.4	0	5,570	6.5
藤島	57.9	57.9	0	0	3,570	1.6
羽黒	54.3	7.2	47.1	0	2,770	1.9
櫛引	53.3	46.1	7.2	0	1,780	3.0
朝日	2.6	0	0	2.6	930	0.3
温海	2.7	0	0	2.7	710	0.4
合計	532.0	350.0	176.7	5.3	15,330	3.5

資料：農山漁村振興課調べ

<振興策>

① 地下かんがい排水施設の整備により水田の汎用化を図ります

〔具体的な取組〕

- 第2期水田畑地化基盤強化対策事業により、第1期完了後に追加整備要望のあったほ場について、全市域の5地区で事業化し整備を進めます。(H26～H28)

2) 農地・農業用施設の災害発生の未然防止による農業生産の維持及び農業経営の安定

◇ 目標1 : 庄内あさひ地区直轄地すべり対策事業の促進

<現状・課題>

- ・ 七五三掛地区で平成21年の融雪期に大規模な地すべりが発生し、地区全体(7戸8世帯34人)が一時避難の後、他地区へ移住することとなった。
- ・ 最大で6mを超える地盤の移動によって、水田には亀裂や段差が生じ作付が不可能とな

った。

- ・ 平成 21 年 6 月より地すべりを止め営農を再開するために、東北農政局の直轄により地すべり対策事業が行われている。
- ・ 約 240ha 深度 120m という大規模な地すべりの発生が懸念され、下流の越中堰や赤川頭首工での取水が困難になると想定されることから、その被害は庄内地方の約 1 万 ha に及ぶものと考えられる。

<振興策>

- ① 安定的な農業用水の安定確保のため、庄内あさひ地区直轄地すべり対策事業を促進します。

[具体的な取組]

- 「庄内あさひ地区国営地すべり対策事業促進協議会」の活動を通じて、円滑に事業を進めます。(H22~H30)



地すべりが止まるように排水対策等を進める（排水トンネルの掘削）



全面営農再開した水田

◇ 目標2：農村地域防災減災事業の促進

<現状・課題>

- ・ 局地的豪雨など異常気象の多発による農地や農業用施設の災害が発生している。
- ・ 湛水による農作物や農村集落への被害が発生している。

<振興策>

- ① 自然災害に強い農村集落および農業用施設の整備を促進します

[具体的な取組]

- ため池、用排水路等の整備を進めます。(継続)



砂丘畑も局地的集中豪雨による冠水被害が多くなっている

3) 多面的機能支払の推進

◇ 目標1：多面的機能支払を活用した共同作業による水路・農道・ため池等施設の維持管理の推進

<現状・課題>

- 農村地域における混住化・高齢化の進行や中核農家など担い手農家への農地の集積によって、集落の共同活動で行ってきた水路や農道などの維持が困難となってきた。
- 多面的機能支払に取り組むにあたり、事務処理や会計処理が煩雑なことから活動を行わない場合がある。

表4 農地・水保全管理支払共同活動支援取組状況（H25）

	鶴岡	藤島	羽黒	楢引	朝日	温海	計
集落数	123	52	64	35	39	28	341
実施集落数	73	48	53	22	0	2	198
活動組織数	60	19	11	15	0	2	107
率	59%	92%	83%	63%	0%	8%	58%
対象面積(ha)	18,600						
実施面積(ha)	4,698	3,448	2,562	1,360	0	45	12,150
率	25.3%	18.5%	13.8%	7.3%	0%	0.2%	65.1%

資料：農地・水保全管理支払実績

<振興策>

① 事務処理・会計処理など役員負担の軽減により、より多くの農用地での多面的機能支払への取組を推進します

[具体的な取組]

- 研修会等の開催により、制度に対する農業者の理解を深めます。(継続)
- 事務処理のIT化により、事務担当者の負担を軽減します。(継続)
- 対象施設の所有者である土地改良区の活動組織への参画を推進し、効率的な組織運営を行うことによって農業者の事務負担を軽減します。(継続)



共同作業は施設の適正な維持管理のために欠かすことができない

【数値目標】

項 目	H25(現状)	H30(目標)
赤川 2 期地区国営かんがい排水事業進捗率	40.4%	100%
ほ場整備率	91.5%	95%
水田畑地化整備面積	532ha	919ha
多面的機能支払対象面積	12,150ha	14,000ha

7. 交流人口の拡大と農山村の活性化

・・・振興テーマ・・・

- 1) 農業・農村資源を活かした体験メニューの掘り起こしとプログラム化
- 2) 事業の発展段階に応じた民間旅行者等事業者との連携

【背景】

本市は、広大で豊かな森林、水田・畑・樹園地及び砂丘地などの農地、さらには日本海、温泉、農山漁村の文化と伝統、四季折々の郷土食・伝統食など優れた地域資源を有し、平成26年12月にはユネスコ食文化創造都市として認定されその価値が証明されている。これまで、その地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムの構築と推進を目指し、鶴岡市グリーン・ツーリズム推進協議会を立ち上げてきたが、今後一層の情報発信と関係機関との連携が求められる。

1) 農業・農村資源を活かした体験メニューの掘り起こしとプログラム化

◇ 目標1：新たなグリーン・ツーリズム実践者の育成・掘り起こし

<現状・課題>

- ・ 興味ややる気を持って取組もうとする意欲あるグリーン・ツーリズムの実践者が少ない。
- ・ グリーン・ツーリズムの素材となり得る本市の資源の魅力や価値が農業者に浸透しきれていない。

表1 農家民宿数

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
軒数	4	4	4	4	6	8

資料：農政課調べ

表2 農林漁業体験施設数

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
軒数	5	5	5	5	11	12

資料：農政課調べ

<振興策>

- ① 実践希望者やグリーン・ツーリズムに興味を持っている方に対して、グリーン・ツーリズム推進協議会と連携し、的確な情報提供と助言を行います

[具体的な取組]

- グリーン・ツーリズム推進協議会と連携し、実践者等へアドバイザーを派遣し、自立運営に向けた指導・助言を行います。
 - ・ グリーン・ツーリズムアドバイザー派遣事業（継続）
- アグリメール等を活用し、先進的な取組みや成功事例など、実践のヒントとなる

ような情報を幅広く提供します（継続）



羽黒地域で行われたアスパラガスの収穫体験



課外学習で仙台方面から訪れた中学生も奮闘しました

◇ 目標2：鶴岡らしさを感じることでできる横断的なメニューづくり

<現状・課題>

- ・ 単発的な体験メニューが多く、面的広がりには欠ける構成になりがちである。
- ・ 豊かな自然や四季折々の食材など、恵まれた素材を十分に活かしてきていない。

<振興策>

- ① ユネスコ創造都市ネットワークに認定された本市の誇るべき食文化をはじめ、多様な資源を活用した「鶴岡ツーリズム」の実現を図ります。

〔具体的な取組〕

- グリーン・ツーリズム推進協議会を中心に、実践者、地元旅行業者、関係団体等と連携し、本市ならではの体験メニューづくりを進めます。（継続）
- 誇るべき郷土芸能や食文化を資源とする農家民宿を育成します。
 - ・ 地域資源活用農家民宿支援事業（継続）
- ツーリズム資源として人気のある観光果樹園や民間活力による新たな形の市民農園の開設により交流人口を拡大するとともに、農産物の販路拡大にもつなげます。
 - ・ 櫛引「フルーツの里」ブランド化支援事業（継続）
 - ・ 羽黒地域の市民農園運営支援（継続）〔再掲〕
 - ・ 6次産業化ファーストステップ推進事業（H27～）〔再掲〕
- 平成27年に開催予定の全国グリーン・ツーリズムネットワーク山形大会を契機に、全国に向けてより一層の情報発信を進めます。
 - ・ 市HPの活用やDM（ダイレクトメール）の送付、マスメディア等に対する積極的な情報提供など（継続）
- 修学旅行や課外活動など児童・生徒を対象とした教育旅行の受入れを進めます。（継続）

2) 事業の発展段階に応じた民間旅行事業者等との連携

◇ 目標1：新しい観点からの「鶴岡ツーリズム」の提案

<現状・課題>

- ・ 従来の形態にとらわれない新たな視点及び体制によるツーリズムを検討する必要がある。
- ・ 単発的な体験メニューが多く、面的広がりには欠ける構成になりがちである。

<振興策>

- ① 民間旅行事業者等との連携により農家の負担軽減と収益の向上を図ります
〔具体的な取組〕
- 民間活力を活用した新しい「鶴岡ツーリズム」を展開します。(継続)

【数値目標】

項 目	H25 (現状)	H30 (目標)
グリーン・ツーリズム関連施設利用者数	168 万人	171 万人
自立して取り組む実践者数	0 人	5 人
櫛引観光果樹園紹介所を通じた観光客数	2,723 人	5,200 人
黒川能の里の会の農家民宿の宿泊数	127 人	220 人

8. 農業の6次産業化の促進

・・・振興テーマ・・・

- 1) 農業の6次産業化の支援
- 2) 農商工親連携の強化

【背景】

農業者の減少や高齢化、米価の大幅な下落、歯止めがかからない日本人の米離れなど、農家にとって厳しい状況が続く中、農業所得の維持向上を図るため、「生産」「加工」「販売」の好循環に向け、高付加価値化*を目指す農業の6次産業化の取組が従来にも増して重要視されている。

※高付加価値化

商品に原材料を育てた環境や加工方法等の特別な要素が加わることで商品の価値を高めること。

1) 農業の6次産業化の支援

◇ 目標1：6次産業化に取り組みやすい環境整備

<現状・課題>

- ・ やる気がありながら、アイデアやノウハウ不足、一人で取り組むことへの精神的な不安、設備投資への財政的負担等から取組を躊躇するなど、6次産業化の芽出しや広がり鈍化傾向がみられる。(表1・表2)
- ・ 実践者のレベルや取組段階によって、さまざまな課題や多様なサポートニーズが存在するが、一方で補助や助成制度を周知しきれていない状況も見られる。(表3)

表1 鶴岡市先導的農業組織等育成事業の取組件数

H21	H22	H23	H24	H25
4件	5件	5件	3件	5件

資料：農政課調べ

表2 山形県農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業の取組件数(6次化以外含む)

H21	H22	H23	H24	H25
7件	4件	11件	4件	3件

資料：農政課調べ

表3 鶴岡市アグリメール登録者数

H24	H25	H26
52名	67名	68名

※H24.2月から配信開始

資料：農政課調べ

<振興策>

- ① 農業者等の不安や負担を軽減するため、取組段階に応じた、きめ細やかな指導及びサポートを行います

〔具体的な取組〕

- 市役所本所及び各庁舎関係部署に常設している相談窓口を活用し、取組段階に応じた相談対応を行います。
 - ・相談窓口のより一層の活用（継続）
- 補助金制度の効果的な活用を指導・助言します。
 - ・6次産業化ガイドブックの充実（毎年更新、市HPに掲載）（継続）
- スキルアップのための研修会やセミナーの開催のほか、専門家による指導や派遣を行います。
 - ・農商工観連携*セミナーの開催（継続）
- 農商工観連携コーディネーターが、取組者の相談や不安に細やかに対応します。
 - ・農商工観連携コーディネーターの配置（H24～H28）

② 6次産業化に係る情報の的確かつ迅速な提供を図ります

〔具体的な取組〕

- 国・県等の助成制度をはじめとする有益な情報について、タイムリーな提供を行います。
 - ・「つるおかアグリメール」の利用者拡大と提供内容の充実（継続）
 - ・広報紙などの媒体を通じた情報提供（継続）

※農商工観連携

農商工連携とは、農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。鶴岡市では、観光の分野も加え農商工観連携として取り組んでいる。



6次産業化の先進事例を学ぶ
（農商工観連携セミナー）

◇ 目標2：消費者ニーズに合った魅力ある商品開発

＜現状・課題＞

- ・多種多様な農産物やフルーツなど、恵まれた素材を活かしきれていない。
- ・個人の6次産業化にあっては、ターゲットや消費者ニーズを研究しないままに商品開発を行う川上目線の取組が多く、思うような販売につながらず苦慮しているケースが少なくない。
- ・産直施設や生産法人など組織による6次産業化を支援することによって、成功事例の積み上げなど全体の底上げを図る必要がある。

<振興策>

① マーケットインを取り入れた加工品開発を支援します

[具体的な取組]

- 生産者が市場を意識した加工品作りに取り組めるように、消費者や小売業者のニーズや嗜好の把握に努めます。
 - ・産直と連携したモニタリング調査の実施・分析（H27～）
 - ・消費者と生産者との意見交換の実施（H27～）

② 産直施設や農業生産法人をはじめ、特産のフルーツや山菜など本市ならではの加工品による高付加価値化の取組を支援します

[具体的な取組]

- クオリティーの高い商品開発に前向きに取り組む意欲の醸成を図ります。
 - ・楡引「フルーツの里」ブランド化支援事業（継続）
- ジュースやドライフルーツなど地元の農産物や山菜等を原料とする加工品開発を支援します。
 - ・6次産業化ファーストステップ推進事業（H27～）[再掲]
 - ・県農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業（継続）[再掲]



1個ずつ手作りのとち餅は首都圏でも大人気！

◇ 目標3：流通・販売など出口対策の強化

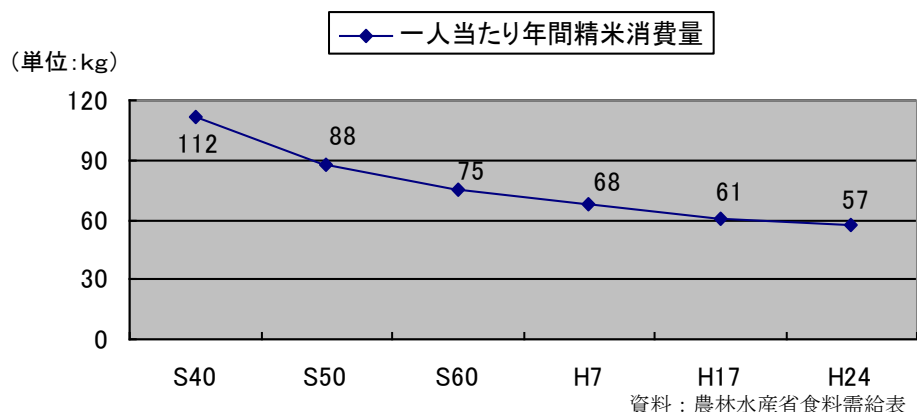
<現状・課題>

- ・首都圏等での生産者グループによる農産物販売については、市として助成基準を統一しており、出展者の販売に関する工夫が求められている。
- ・料理関係者等の招聘事業を通して、首都圏に鶴岡の食材を応援する組織が設立されるなど、本市農産物の自発的な応援組織が生まれてきている。
- ・全国規模の商談会については、ロットやクオリティー等の関係から取引が成立するケースがあまりみられない。
- ・日本人の米離れをはじめとする国内の穀物消費需要の低迷に加え、TPP交渉の参加によって、生産者の不安が増大しており、海外など新たな販路の開拓が必要となっている。

(表 1)

- ・ ユネスコ創造都市ネットワーク食文化部門への加盟認定やミラノ国際博覧会への出展などの追い風を契機に、市民の海外市場への注目度が増してきている。
- ・ 鶴岡産のそばや漬物など、地元消費に向けたプロジェクト事業が展開されるなど、地元販路の拡大に向けた新たな動きが出てきている。

表 1 日本人一人当たりの年間精米消費量



<振興策>

① 販売意欲の高い生産者を育成します

[具体的な取組]

- 販売活動に積極的な生産者の育成に向け、研修会や勉強会等を開催します
 - ・ 販路開拓生産者育成研修会 (H27～)

② 鶴岡産食材の魅力について、的確に伝えられる方法でPRを図ります

[具体的な取組]

- トップセールスや、情報発信力の高い企業との連携事業を展開します。(継続)
- ふるさと観光大使や本市に縁のある飲食店等実需者に対して、定期的に食材情報を伝えます。(H27～)
- メディアを活用するなど、効果的でわかりやすいPRを展開します。(H27～)

③ 首都圏など域外における新たな販路拡大を図ります

[具体的な取組]

- チャレンジショップなどトライアル販売機会や、域内・域外で行われる商談会等の情報を提供します。(継続)
- PRのための対面販売並びに自ら行う商談交渉等に対し支援します。
 - ・ 特産物販売促進支援事業 (継続)
- 首都圏等における鶴岡産食材のPR及びその魅力の発信を強化します。
 - ・ 鶴岡の魅力体感プロジェクト事業 (H25～H27)
 - ・ ANAつるおかマルシェ事業 (H25～H27)
 - ・ ANA関連ホテル庄内フェア事業 (H27)

④ 国内需要の低迷が予想されることから、輸出を見据えた販路戦略の構築を推進します

[具体的な取組]

- 輸出を取り巻く環境や状況についての情報収集を図ります。(H27～)

- 本市としての支援のあり方や将来的な方向性について議論を進めます。(H27～)
- 輸出に向けた海外での商談会への参加について支援します。
 - ・特産物販売促進支援事業(継続)[再掲]

2) 農商工観連携の強化

◇ 目標1：新たな地域ビジネスの創出に向けた農商工観連携の強化

<現状・課題>

- ・加工や販売などの不得意分野を補うため、生産者と地元企業との異業種マッチングを行っているが、生産者が受け身側になっているなど、対等な立場での交渉には至っていない(表1)。
- ・連携強化には、情報共有と互いの信頼が重要であり、しっかりと連携できる環境づくりが必要である。

表1 マッチング相談会への参加企業数

	H23	H24	H25
参加企業数	24社	44社	33社

資料：農政課調べ

<振興策>

① 実践的なプロジェクト活動により課題解決を図ります

[具体的な取組]

- つるおか農商工観連携総合推進協議会にワーキンググループを組織し、鶴岡産のそばや漬物用野菜の地元消費など具体的な事業を進めます。
 - ・鶴岡産そばブランド化プロジェクト事業 (H25～H28) [再掲]
 - ・鶴岡産漬物プロジェクト事業 (H26～H28)



青空の下、満開のそば畑で行われたそばのお花見カフェ

- 関係団体に広く情報提供を促すと共に、効果的な情報については確実に共有を図ります。(継続)
- 異業種によるマッチングを定期的を開催し、新たな業態の創出を図ります。
 - ・マッチング相談会(継続)
- セミナーや研修会の開催により、生産者の自発的な事業の創出を図ります。

・農商工観連携セミナーの開催（継続）

② 異業種・異業態間の連携に向けた信頼し合える関係の構築を図ります

- マッチング相談会の内容充実を図ります。（継続）
- マッチング相談会への積極的な参加を促します。（継続）

◇ 目標2：産学官連携による高付加価値化の実現

＜現状・課題＞

- ・ 地元高等教育機関や公立の試験研究機関などとの連携により、高付加価値化による農産物等の差別化を図りやすい環境がある。

＜振興策＞

① 産学官連携による研究等により、農産物や農産加工品の高付加価値化を推進します

〔具体的な取組〕

- 地元高等教育機関等との連携・協力体制を強化し、高付加価値化に向けた研究テーマの設定に努めます。（継続）

◇ 目標3：地域資源を活かした養蚕の継承

＜現状・課題＞

- ・ 酒井藩の歴史的な背景を持つ本市の養蚕であるが、時代の流れとともにシルクの需要が減少したことから養蚕そのものの低迷が顕著で、全国唯一の一貫工程*の存続が危ぶまれている(表2)。

※一貫工程

全国唯一の一貫工程・鶴岡市は、絹織の一貫生産工程（養蚕、製糸、製織、精練、捺染、縫製）が地域内に全て揃っている全国唯一の地域。

表2 本市養蚕農家の飼育頭数

	H23	H24	H25	H26
飼育頭数	100,000 頭	75,000 頭	75,000 頭	75,000 頭

資料：農政課調べ

＜振興策＞

① 安定的な養蚕振興の実現に向けた事業支援を図ります

〔具体的な取組〕

- 養蚕振興のための助成事業等、有益な情報の提供を行います。（継続）
- 桑園の維持・整備を推進します。（継続）

【数値目標】

項目	H25（現状）	H30（目標）
アグリメール登録者数	67 名	100 名
6次化に向けた市単事業への取組件数	5 件	10 件
6次化に向けた県事業への取組件数	5 件	10 件
マッチング相談会によるマッチング成立数	0 件	5 件

9. 地産地消の推進

・・・振興テーマ・・・

- 1) 農業理解の促進
- 2) 鶴岡産農産物の地元消費拡大
- 3) 学校給食における地元農産物の利用促進

【背景】

平成 24 年度に本市の食育と食文化の継承・発展、地産地消の取組について、今まで以上に組織的・効果的に推進することをねらいとした「鶴岡市食育・地産地消推進計画」が策定された。これにより、鶴岡産農産物の地元消費促進や生産者と実需者との連携推進、学校給食における鶴岡産野菜の利用率を 50%以上にするなどの目標に向かった取組を進めている。

1) 農業理解の促進

◇ 目標 1：地域農業の理解促進

<現状・課題>

就農者の増加や、地元農産物の消費拡大を図るためには、小学生や消費者の農業に対する理解を促進する必要がある。(表 1)

※わんぱく農業クラブ

山形大学農学部との協力を得て、小学 3～6 年生を対象に、米づくりなど様々な農業体験を行う事業。

表 1 わんぱく農業クラブ参加者数

H24	H25	H26
31 名	28 名	25 名

資料：農政課調べ



初めてのわら草履作りに挑戦。わんぱく農業クラブを通して地域農業と文化に触れた

<振興策>

① 地域農業への理解や関心を深める農業体験等の取組を継続します

[具体的な取組]

- 山形大学農学部との連携強化によるわんぱく農業クラブを継続して実施します。
 - ・わんぱく農業クラブ（継続）
- 鶴岡市の農業に関するデータをまとめ、小学校用の教材として提供します。
 - ・農業副読本「つるおかの農業」のデジタル化（H27～）

- 鶴岡産農産物を広く周知し、販売する一大イベントを開催します。
 - ・つるおか大産業まつり（継続）

2) 鶴岡産農産物の地元消費拡大

◇ 目標 1：鶴岡産農産物の消費拡大のための環境整備

<現状・課題>

- ・ 鶴岡産そばの地元消費や、漬物用野菜の地元調達など、生産者と実需者の新たな連携を進める動きがあるものの、本格化にはさらなるマッチング等の連携支援が必要である。
- ・ 小規模生産者を中心とする農産物については、市内の産直施設で販売するほか、市内のスーパーにおいても地元野菜コーナーを設けるなど、地産地消の取組が浸透しつつあるが、地産地消に対する市民の関心をさらに高める必要がある。（表 1）
- ・ 福祉施設や地元企業の食堂部門など潜在的な消費需要の把握や、消費に向けた新たな提案の検討が必要である。

表 1 市内の主なスーパーにおける地元産直コーナー設置数

市内における主なスーパーの店舗数	28
うち産直コーナー設置	19

資料：H26.11 現在 農政課調べ

<振興策>

- ① 生産者、商工業者等が集い、課題提案や意見・情報交換等を行う場、連携の機会、取組等を創出します

[具体的な取組]

- つるおか農商工観連携総合推進協議会による連携事業をさらに進めます。
 - ・マッチング相談会（継続）[再掲]
 - ・鶴岡産そばブランド化プロジェクト事業（H25～H28）[再掲]
 - ・鶴岡産漬物プロジェクト事業（H26～H28）[再掲]

- ② 産直施設や地元小売店における鶴岡産農産物の取扱量の拡充を推進します

[具体的な取組]

- 地元小売店に鶴岡産野菜や加工品の直販コーナーを設置可能か調査します。

(H27～)

- 関係機関と連携し、市民に対して地元産農産物の消費をPRします。(H27～)



旬の地元農産物を多く扱う店舗（市内のスーパー）

- ③ 高齢者福祉施設等に対し給食食材として地元農産物の提供を推進します

〔具体的な取組〕

- 高齢者福祉施設等に対し、給食食材としての地元農産物の提供が可能か調査し、可能な場合は試験提供に取り組みます。(H27～H30)

3) 学校給食における地元農産物の利用促進

◇ 目標 1：学校給食における鶴岡産野菜利用率 50%以上

＜現状・課題＞

- ・ 学校給食における鶴岡産野菜の利用率については、「地場産野菜の導入に関する協定」に基づく取組の推進等により、徐々に増加傾向にあるものの、目標には到達できていないため、さらなる取組の促進が必要である。(表 1)
- ・ 各地域の特徴ある野菜を納入する体制が不十分である。

表 1 本市学校給食における地場産野菜の利用状況 (kg:%)

		鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	楡引地域	朝日地域	温海地域	全市
H 24	使用数量	201,156	32,408		17,287	8,729	16,076	275,657
	うち庄内産	91,073	22,637		7,032	4,238	2,041	127,020
	庄内産利用率	45.3	69.9		40.7	48.5	12.7	46.1
H 25	使用数量	197,602	30,284		17,086	8,508	16,076	269,556
	うち庄内産	23,783	4,606		3,479	467	228	32,563
	うち鶴岡産	58,190	16,186		2,092	3,169	3,640	83,277
	庄内産利用率	12.0	15.2		20.4	5.5	1.4	12.1
	鶴岡産利用率	29.4	53.4		12.2	37.2	22.6	30.9

※H24 より、羽黒地域分を鶴岡地域で給食を提供

資料：鶴岡市学校給食センター調べ

※鶴岡産については、H25 から数量を把握

＜振興策＞

- ① 「地場産野菜の導入に関する協定」を締結している団体等を中心に、学校給食への鶴岡産野菜の納入量の増加を図ります

〔具体的な取組〕

- 各出荷団体やJA等と連携しながら、協定品目の拡大や、新たな生産者の取り込み等による出荷量の増加など生産体制の強化を図ります。
 - ・ 鶴岡市米飯学校給食推進事業 (継続)
 - ・ 鶴岡市学校給食鶴岡産野菜推進事業 (継続)



鶴岡市学校給食センターでは1日に8,500食以上の給食を調理。時間との勝負です

- ▶ 地域を越えた納入、出荷ができるように体制を整えます。(H27～)
- ▶ 葉物野菜等の1次加工(冷凍加工等)による、提供時期の長期化を研究します。

(継続)

【数値目標】

項 目	H25 (現状)	H30 (目標)
高齢者福祉施設等における地元農産物利用施設数	—	5 施設
そば生産量	208 t (県内 2 位)	数値目標は掲げないが、 県内 1 位を目標とする
学校給食における鶴岡産野菜利用率	30.9%	50%以上 (H28)

資料編

掲載資料一覧

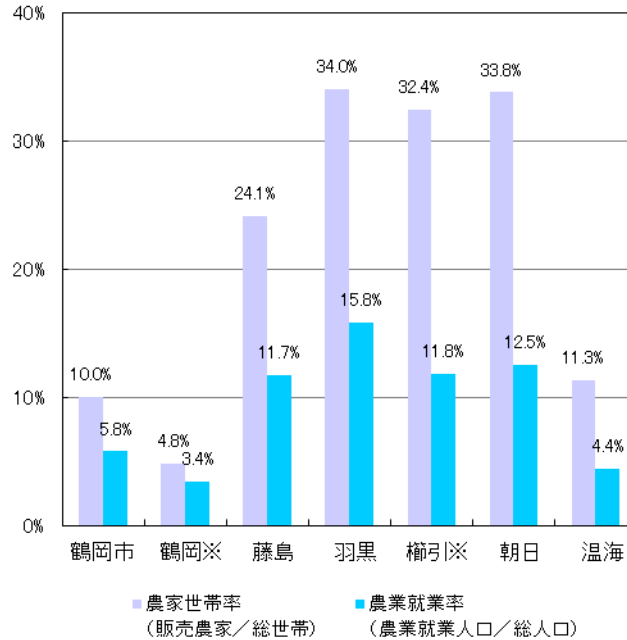
分類	No.	項目
鶴岡市における農業	1	地域別農家世帯率・農業就業率 [H22]
	2	農業産出額・市内農業総生産の推移 [H8～H23]
	3	市内総生産に占める農業総生産の割合の推移 [H2～H16]
販売農家	4	販売農家数の推移(主副業別) [H7～H22]
	5	地域別・主副業別販売農家数 [H22]
	6	地域別・専兼業別・主副業別 販売農家数の推移 [H7～H22]
農業労働力	7	農業就業人口・基幹的農業従事者の推移 [H2～H22]
	8	年齢別農家世帯員数・農業就業人口・基幹的農業従事者 [H22]
	9	基幹的農業従事者の高齢化の推移 [H12～H22]
	10	農業就業人口の生年別動向 [H17～H22]
	11	新規就農者の動向 [H13～H25]
	12	農業経営者年齢別 農業後継者の有無と就業状態 [H17]
	13	地域別・年齢別認定農業者数 [H26]
農地利用	14	農作物作付延べ面積及び耕地利用率の変化 [S60/H16]
	15	利用集積面積 [H22～H24]
	16	耕作放棄地面積と農家数 [H17・H22]
	17	経営耕地面積規模別経営体数 [H17・H22]
農業生産・販売	18	類別農業産出額の推移 [S60～H18・H22・H23]
	19	一戸当たり生産農業所得の変化 [S60/H16]
	20	地域別農業産出額と類別構成比の変化 [S60/H16]
	21	販売目的で作付け(栽培)した作物の類別作付(栽培)経営体数 [H17・H22]
	22	販売目的の家畜飼育戸数の推移 [H2～H22]
	23	農産物販売金額規模別経営体数 [H17・H22]
農業経営	24	地域別単一経営・複合経営の状況 [H22]
	25	農産物販売金額規模別 稲作単一経営体・複合経営体数 [H17]
	26	農業生産関連事業を行っている経営体数 [H17・H22]
	27	農産物出荷先別経営体数 [H17・H22]
農業生産組織	28	構成員数別集落営農数の割合 [H25]
	29	農業生産法人の状況 [H25]

[参考資料] 米の生産量と需要量の推移(全国)、米価の推移(全国)、経営規模別の米の生産費(全国)、販売農家一戸当たりの農家総所得(県)、県内食品製造企業における主要加工原料仕入割合(県)

鶴岡市における農業

1. 地域別農家世帯率・農業就業率

地域別 農家世帯率・農業人口率(H22)



資料: 国勢調査(H22)、農林業センサス(H22)
※鶴岡市推計値含む

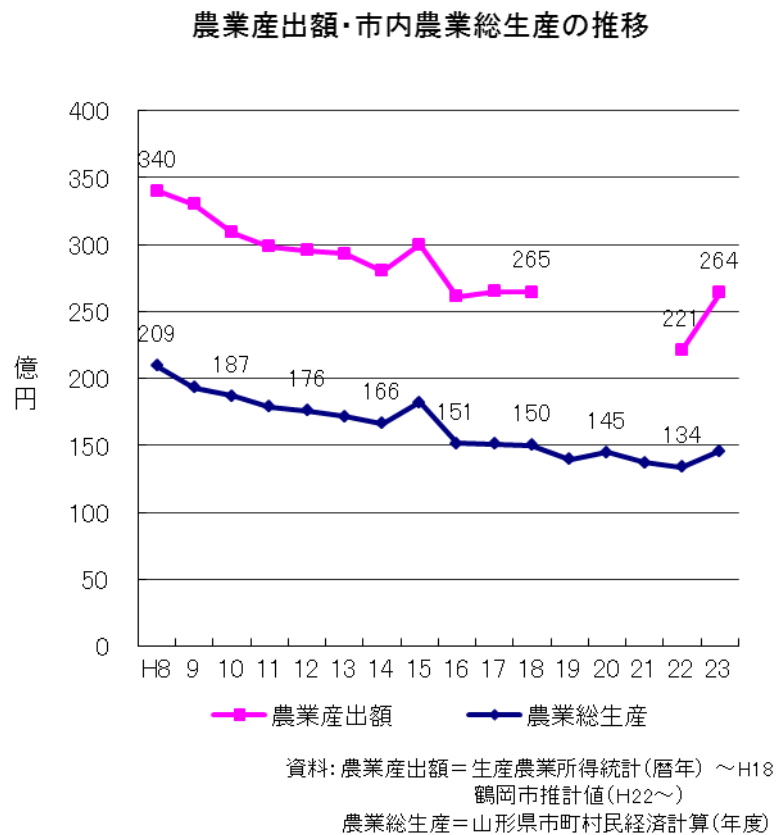
地域に占める農家・農業人口

	総人口 (A)	総世帯数 (B)	販売 農家数 (C)	※農家 世帯員数 (D)	※農業 就業人口 (E)	農家 世帯率 (C)/(B)	農家 世帯員率 (D)/(A)	農業 就業率 (E)/(A)
鶴岡市	136,623	45,514	4,538	21,959	7,864	10.0%	16.1%	5.8%
鶴岡※	95,209	34,116	1,635	8,069	3,239	4.8%	8.5%	3.4%
藤島	11,065	2,973	717	3,498	1,292	24.1%	31.6%	11.7%
羽黒	9,059	2,330	793	3,812	1,430	34.0%	42.1%	15.8%
榎引※	7,794	1,995	646	3,172	919	32.4%	40.7%	11.8%
朝日	4,798	1,262	426	1,997	601	33.8%	41.6%	12.5%
温海	8,698	2,838	321	1,411	383	11.3%	16.2%	4.4%

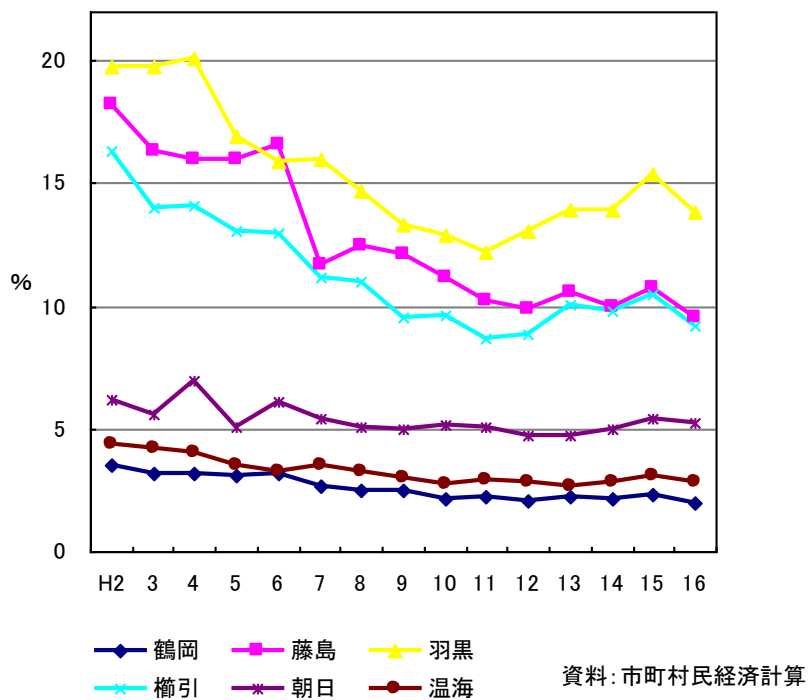
資料: 国勢調査(H22)、農林業センサス(H22)

※鶴岡市推計値を含む。

2. 農業産出額・市内農業総生産の推移

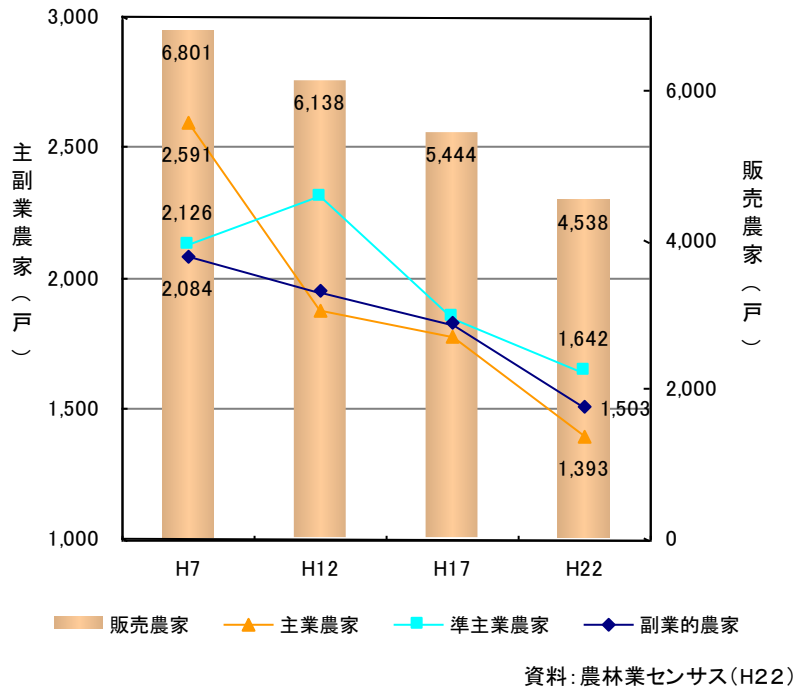


3. 市内総生産に占める農業総生産の割合の推移



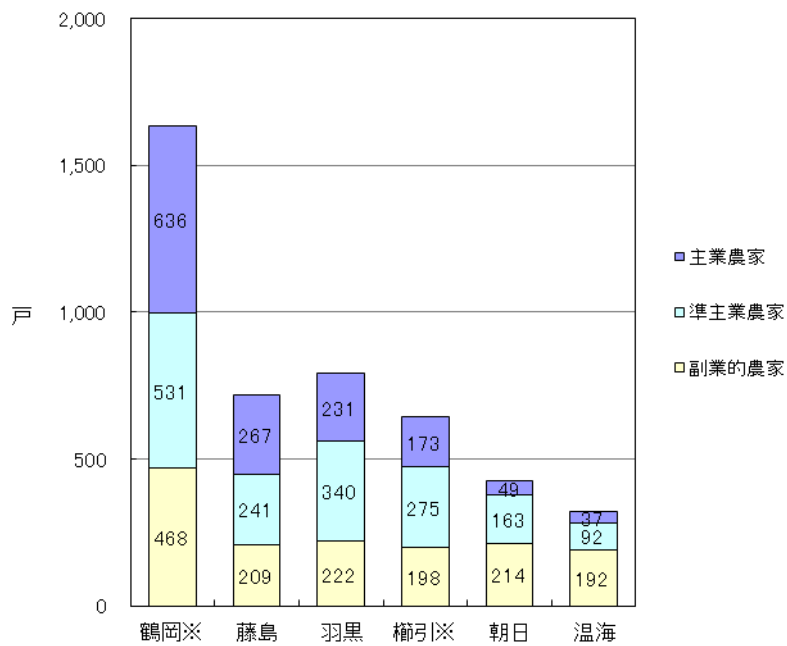
販売農家データ

4. 販売農家数の推移（主副業別）



5. 地域別・主副業別販売農家数

地域別・主副業別 販売農家数



6. 地域別・専業別・主副業別 販売農家数の推移

鶴岡市

	販売農家		専業		1種兼業		2種兼業		主業農家		準主業		副業的	
H7	6,801	(1.00)	411	(1.00)	2,374	(1.00)	4,016	(1.00)	2,591	(1.00)	2,126	(1.00)	2,084	(1.00)
H12	6,138	(0.90)	406	(0.99)	1,689	(0.71)	4,043	(1.01)	1,873	(0.72)	2,312	(1.09)	1,953	(0.94)
H17	5,444	(0.80)	463	(1.13)	1,658	(0.70)	3,323	(0.83)	1,771	(0.68)	1,849	(0.87)	1,824	(0.88)
H22	4,538	(0.67)	577	(1.40)	1,187	(0.50)	2,774	(0.69)	1,393	(0.54)	1,642	(0.77)	1,503	(0.72)

鶴岡※

	販売農家		専業		1種兼業		2種兼業		主業農家		準主業		副業的	
H7	2,419	(1.00)	228	(1.00)	899	(1.00)	1,292	(1.00)	1,070	(1.00)	754	(1.00)	595	(1.00)
H12	2,187	(0.90)	197	(0.86)	726	(0.81)	1,264	(0.98)	862	(0.81)	839	(1.11)	486	(0.82)
H17	1,993	(0.82)	214	(0.94)	712	(0.79)	1,067	(0.83)	799	(0.75)	618	(0.82)	576	(0.97)
H22	1,635	(0.68)	243	(1.07)	517	(0.58)	875	(0.68)	636	(0.59)	531	(0.70)	468	(0.79)

藤島

	販売農家		専業		1種兼業		2種兼業		主業農家		準主業		副業的	
H7	1,133	(1.00)	64	(1.00)	531	(1.00)	538	(1.00)	571	(1.00)	303	(1.00)	259	(1.00)
H12	1,014	(0.89)	56	(0.88)	365	(0.69)	593	(1.10)	378	(0.66)	378	(1.25)	258	(1.00)
H17	892	(0.79)	69	(1.08)	350	(0.66)	473	(0.88)	356	(0.62)	287	(0.95)	249	(0.96)
H22	717	(0.63)	70	(1.09)	254	(0.48)	393	(0.73)	267	(0.47)	241	(0.80)	209	(0.81)

羽黒

	販売農家		専業		1種兼業		2種兼業		主業農家		準主業		副業的	
H7	1,092	(1.00)	46	(1.00)	477	(1.00)	569	(1.00)	478	(1.00)	331	(1.00)	283	(1.00)
H12	981	(0.90)	54	(1.17)	306	(0.64)	621	(1.09)	319	(0.67)	377	(1.14)	285	(1.01)
H17	902	(0.83)	67	(1.46)	279	(0.58)	556	(0.98)	289	(0.60)	332	(1.00)	281	(0.99)
H22	793	(0.73)	96	(2.09)	189	(0.40)	508	(0.89)	231	(0.48)	340	(1.03)	222	(0.78)

楡引※

	販売農家		専業		1種兼業		2種兼業		主業農家		準主業		副業的	
H7	867	(1.00)	30	(1.00)	322	(1.00)	515	(1.00)	334	(1.00)	291	(1.00)	242	(1.00)
H12	799	(0.92)	31	(1.03)	211	(0.66)	557	(1.08)	219	(0.66)	337	(1.16)	243	(1.00)
H17	729	(0.84)	44	(1.47)	231	(0.72)	454	(0.88)	231	(0.69)	269	(0.92)	229	(0.95)
H22	646	(0.75)	70	(2.33)	146	(0.45)	430	(0.83)	173	(0.52)	275	(0.95)	198	(0.82)

朝日

	販売農家		専業		1種兼業		2種兼業		主業農家		準主業		副業的	
H7	674	(1.00)	13	(1.00)	76	(1.00)	585	(1.00)	75	(1.00)	265	(1.00)	334	(1.00)
H12	604	(0.90)	16	(1.23)	52	(0.68)	536	(0.92)	51	(0.68)	237	(0.89)	316	(0.95)
H17	532	(0.79)	30	(2.31)	46	(0.61)	456	(0.78)	47	(0.63)	240	(0.91)	245	(0.73)
H22	426	(0.65)	49	(3.77)	44	(0.58)	333	(0.57)	49	(0.65)	163	(0.62)	214	(0.64)

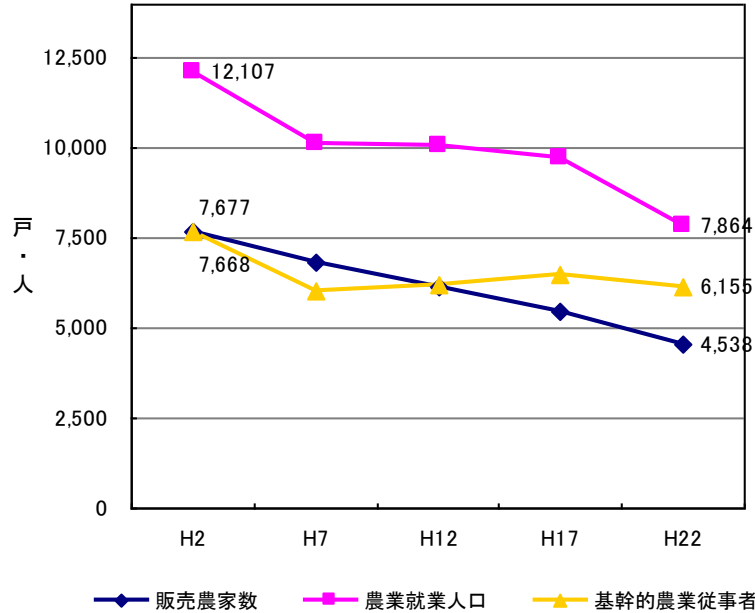
温海

	販売農家		専業		1種兼業		2種兼業		主業農家		準主業		副業的	
H7	616	(1.00)	30	(1.00)	69	(1.00)	517	(1.00)	63	(1.00)	182	(1.00)	371	(1.00)
H12	553	(0.90)	52	(1.73)	29	(0.42)	472	(0.91)	44	(0.70)	144	(0.79)	365	(0.98)
H17	396	(0.64)	39	(1.30)	40	(0.58)	317	(0.61)	49	(0.78)	103	(0.57)	244	(0.66)
H22	321	(0.52)	49	(1.63)	37	(0.54)	235	(0.45)	37	(0.59)	92	(0.51)	192	(0.52)

単位：戸（ ）はH7の戸数を1とした比率
資料：農林業センサス（※鶴岡市推計値を含む）

農業労働力データ

7. 農業就業人口・基幹的農業従事者の推移



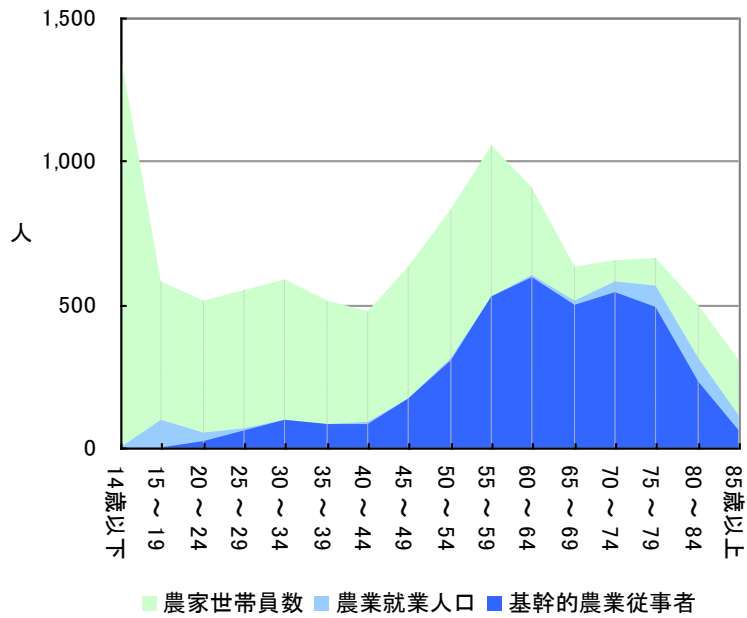
資料: 農林業センサス

		販売農家数 (戸)	農業就業人口 (人)			1戸当たり農業就業人口(人)		
			計	男子	女子	計	男子	女子
平成7年	鶴岡市	6,801	10,139	4,968	5,171	1.5	0.7	0.8
	鶴岡地域	2,419	4,045	1,977	2,068	1.7	0.8	0.9
	藤島地域	1,133	1,799	949	850	1.6	0.8	0.8
	羽黒地域	1,092	1,651	858	793	1.5	0.8	0.7
	櫛引地域	867	1,305	628	677	1.5	0.7	0.8
	朝日地域	674	689	285	404	1.0	0.4	0.6
	温海地域	616	650	271	379	1.1	0.4	0.6
平成12年	鶴岡市	6,138	10,075	4,878	5,197	1.6	0.8	0.8
	鶴岡地域	2,187	4,062	1,923	2,139	1.9	0.9	1.0
	藤島地域	1,014	1,697	879	818	1.7	0.9	0.8
	羽黒地域	981	1,615	823	792	1.6	0.8	0.8
	櫛引地域	799	1,302	610	692	1.6	0.8	0.9
	朝日地域	604	752	345	407	1.2	0.6	0.7
	温海地域	553	647	298	349	1.2	0.5	0.6
平成17年	鶴岡市	5,444	9,716	4,856	4,860	1.8	0.9	0.9
	鶴岡地域	1,993	3,913	1,904	2,009	2.0	1.0	1.0
	藤島地域	892	1,630	875	755	1.8	1.0	0.8
	羽黒地域	902	1,535	787	748	1.7	0.9	0.8
	櫛引地域	729	1,361	674	687	1.9	0.9	0.9
	朝日地域	532	740	358	382	1.4	0.7	0.7
	温海地域	396	537	258	279	1.4	0.7	0.7
平成22年	鶴岡市	4,538	7,864	4,167	3,697	1.7	0.9	0.8
	※鶴岡地域	1,635	3,239	1,632	1,607	2.0	1.0	1.0
	藤島地域	717	1,292	727	565	1.8	1.0	0.8
	羽黒地域	793	1,430	747	683	1.8	0.9	0.9
	※櫛引地域	646	919	541	378	1.4	0.8	0.6
	朝日地域	426	601	304	297	1.4	0.7	0.7
	温海地域	321	383	216	167	1.2	0.7	0.5

資料: 農林業センサス(※鶴岡市推計値を含む)

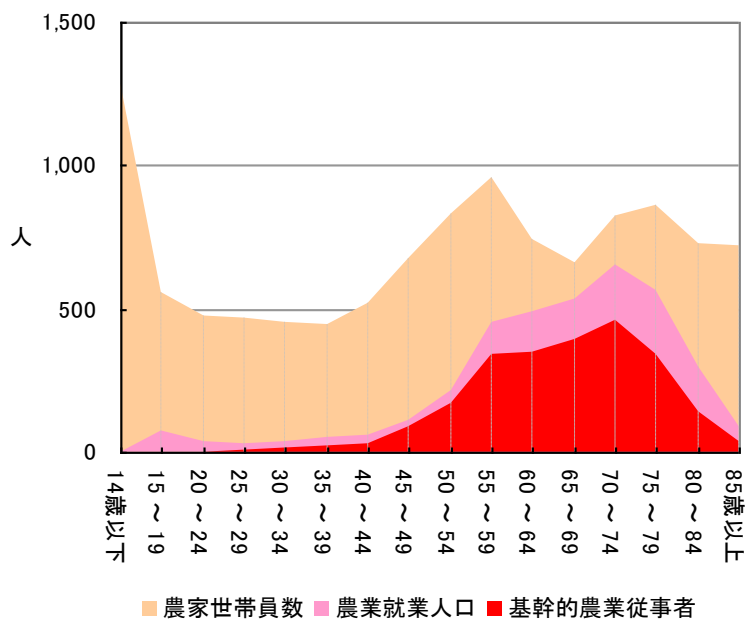
8. 年齢別農家世帯員数・農業就業人口・基幹的農業従事者

年齢別農家世帯員数・農業就業人口・
基幹的農業従事者(男)



資料：農林業センサス(H22)

年齢別農家世帯員数・農業就業人口・
基幹的農業従事者(女)



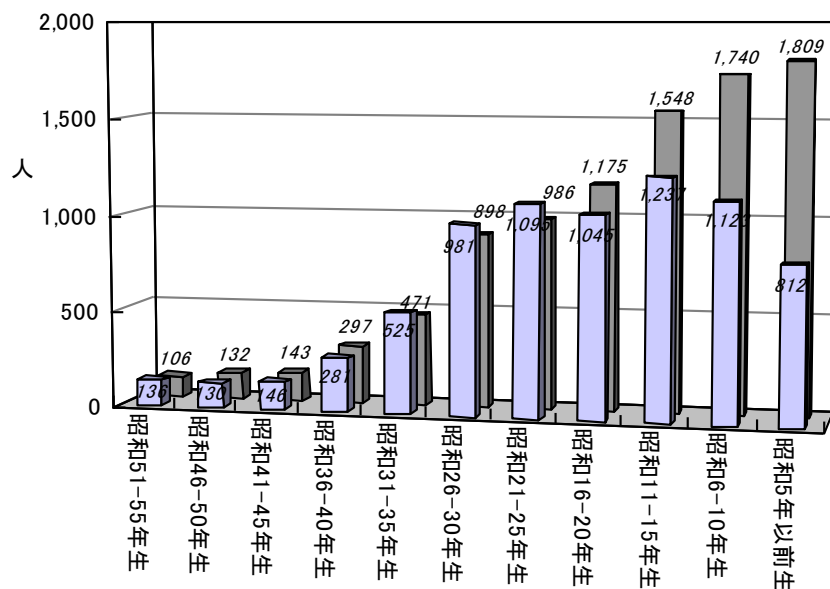
資料：農林業センサス(H22)

9. 基幹的農業従事者の高齢化の推移

	平成12年			平成17年			平成22年			平成22年－平成12年		
	実数	うち65歳以上		実数	うち65歳以上		実数※	うち65歳以上		増加数	うち、65歳以上	
		実数	比率		実数	比率		実数※	比率		増加数	増加率
鶴岡市	6,202	2,356	38.0%	6,496	2,987	46.0%	6,155	3,186	51.8%	-47	830	35.2%
鶴岡※	2,788	994	35.7%	2,830	1,244	44.0%	2,556	1,235	48.3%	-232	241	24.2%
藤島	1,071	387	36.1%	1,064	492	46.2%	979	483	49.3%	-92	96	24.8%
羽黒	894	308	34.5%	1,034	451	43.6%	1,023	537	52.5%	129	229	74.4%
櫛引※	839	351	41.8%	882	411	46.6%	853	452	53.0%	14	101	28.8%
朝日	318	161	50.6%	394	218	55.3%	450	289	64.2%	132	128	79.5%
温海	292	155	53.1%	292	171	58.6%	294	190	64.6%	2	35	22.6%

資料：農林業センサス(※鶴岡市推計値を含む)

10. 農業就業人口の生年別動向（平成17年→22年）



■ H22 ■ H17

資料：農林業センサスより作成

平成17年		平成22年	増減
25～29歳	106	→ 30～34歳	136 +30
30～34歳	132	→ 35～39歳	130 -2
35～39歳	143	→ 40～44歳	146 +3
40～44歳	297	→ 45～49歳	281 -16
45～49歳	471	→ 50～54歳	525 +54
50～54歳	898	→ 55～59歳	981 +83
55～59歳	986	→ 60～64歳	1,095 +109
60～64歳	1,175	→ 65～69歳	1,045 -130
65～69歳	1,548	→ 70～74歳	1,237 -311
70～74歳	1,740	→ 75～79歳	1,123 -617
75歳以上	1,809	→ 80歳以上	812 -997

合計 9,305 7,511 -1,794

1 1. 新規就農者の動向

(地域別)

(単位 人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H13~H25
鶴岡地域	12	10	11	4	11	1	8	4	14	12	3	11	10	111
藤島地域	6	4	2	6	3	1	3	0	1	1	6	3	5	41
羽黒地域	0	5	4	1	0	1	2	4	3	5	4	3	9	41
櫛引地域	3	4	1	2	3	3	1	7	1	0	2	2	6	35
朝日地域	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	2	2	1	11
温海地域	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	5
合計	23	25	21	14	18	6	14	15	19	19	17	22	31	244

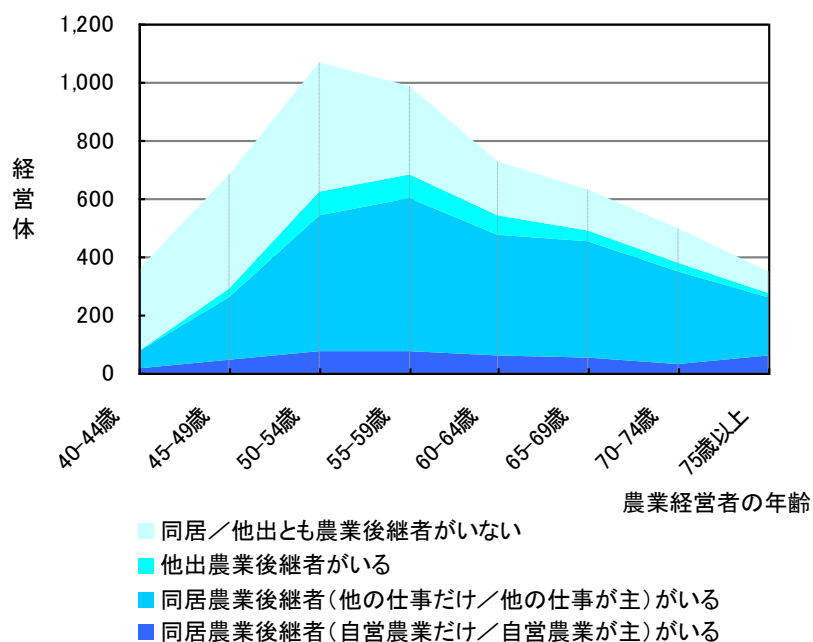
(経歴別)

(単位 人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H13~H25
新規学卒者	9	6	7	5	8	3	7	1	2	6	3	8	3	68
農業高校					2	0	0	0	1	0	1	0	0	4
その他高校	4			1	1	0	0	0	0	2	0	1	1	10
県農大	1	4	5	2		3	2	1	1	1	1	6	1	28
4年制大学	3	1	1		1	0	1	0	0	1	0	1	0	9
その他	1	1	1	2	4	0	4	0	0	2	1	0	1	17
Uターン	12	18	14	9	10	2	3	14	14	7	8	11	25	147
新規参入者	2	1				1	4	0	3	6	6	3	3	29
合計	23	25	21	14	18	6	14	15	19	19	17	22	31	244

資料 山形県「新規就農者動向調査」

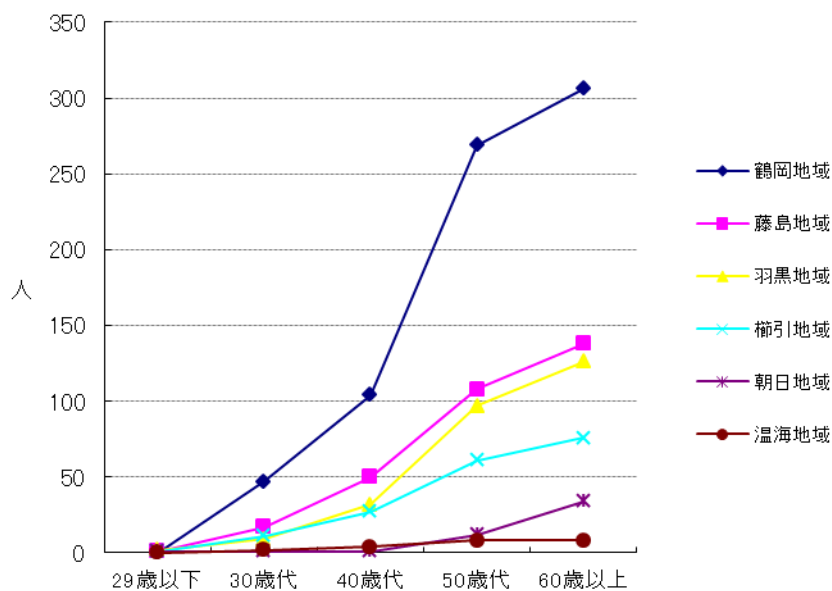
1 2. 農業経営者年齢別 農業後継者の有無と就業状態（販売農家）



資料：農林業センサス(H17)

1 3. 地域別・年齢別認定農業者数

認定農業者の年齢別構成



資料: 鶴岡市調べ

	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計	法人	合計
鶴岡地域	0	47	104	269	306	726	20	746
藤島地域	1	17	50	108	138	314	16	330
羽黒地域	2	9	32	97	126	266	6	272
榊引地域	1	11	27	61	76	176	4	180
朝日地域	1	1	1	12	34	49	0	49
温海地域	0	2	4	8	8	22	0	22
鶴岡市計	5	87	218	555	688	1,553	46	1,599
%	0.3	5.6	14.0	35.7	44.3	100.0		
H25同期	0.4	4.6	15.2	38.3	41.5	100.0		

資料: 鶴岡市調べ (平成 26 年 5 月末現在)

農地利用データ

1 4. 農作物作付延べ面積及び耕地利用率の変化

(昭和60年) (単位: ha、%)

	作付延面積	稲	豆類	野菜	果樹	飼料用作物	耕地利用率
全国	5,580,000	2,342,000	249,600	639,000	387,300	1,049,000	103.7
山形県	138,500	92,300	4,180	11,600	13,300	9,710	97.3
鶴岡市	19,639	14,875	687	1,482	1,081	1,001	98.3
鶴岡	7,260	5,790	273	661	244	118	99.2
藤島	3,900	3,230	155	157	116	121	96.3
羽黒	3,870	2,610	110	242	281	542	98.7
櫛引	2,400	1,700	74	208	258	93	102.6
朝日	1,260	882	29	103	127	86	98.4
温海	949	663	46	111	55	41	89.5

(平成16年)

	作付延面積	稲	豆類	野菜	果樹	飼料用作物	耕地利用率
全国	4,422,000	1,701,000	201,900	568,900	267,900	1,047,000	93.8
山形県	113,500	70,700	7,540	10,500	11,300	8,700	90.5
鶴岡市	17,300	11,700	1,340	2,210	1,020	783	92.0
鶴岡	6,270	4,320	361	1,310	150	34	93.6
藤島	3,690	2,740	555	192	107	79	93.9
羽黒	3,490	2,080	270	289	308	491	91.8
櫛引	2,220	1,470	109	199	277	102	96.9
朝日	1,020	636	20	117	150	53	85.0
温海	658	451	23	108	32	24	73.4

(平成16年－昭和60年)

	作付延面積	稲	豆類	野菜	果樹	飼料用作物	耕地利用率
全国	-1,158,000	-641,000	-47,700	-70,100	-119,400	-2,000	-9.9
山形県	-25,000	-21,600	3,360	-1,100	-2,000	-1,010	-6.8
鶴岡市	-2,339	-3,175	653	728	-61	-218	-6.3
鶴岡	-990	-1,470	88	649	-94	-84	-5.6
藤島	-210	-490	400	35	-9	-42	-2.4
羽黒	-380	-530	160	47	27	-51	-6.9
櫛引	-180	-230	35	-9	19	9	-5.7
朝日	-240	-246	-9	14	23	-33	-13.4
温海	-291	-212	-23	-3	-23	-17	-16.1

(平成18年)

	作付延面積	稲	豆類	野菜	果樹	飼料用作物	耕地利用率
全国	4,346,000	1,688,000	194,500	557,800	261,800	1,018,000	93.0
山形県	112,400	71,500	6,530	10,500	11,300	7,470	90.3
鶴岡市	16,800	11,600	1,130	2,070	974	602	90.5

資料：山形農林水産統計年報

1 5. 利用集積面積

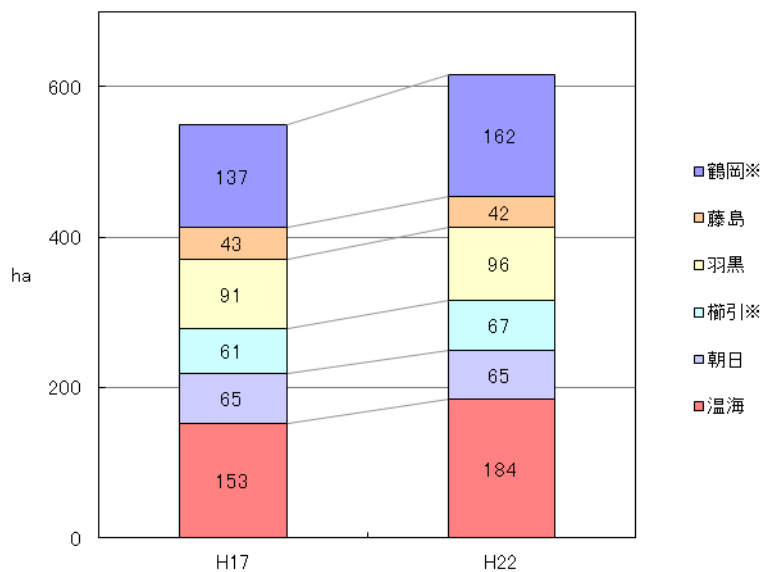
単位: ha

	平成22年			平成23年			平成24年			農用地面積	集積率 (%)
	所有	借入	計	所有	借入	計	所有	借入	計		
鶴岡	3,124	1,742	4,866	3,086	1,738	4,824	3,009.7	1,788.7	4,798.4	5,865.7	81.8
藤島	1,423	1,312	2,735	1,389	1,341	2,730	1,361.0	1,316.3	2,677.3	3,779.8	70.8
羽黒	1,546	798	2,344	1,508	803	2,311	1,508.5	799.7	2,308.2	4,394.2	52.5
櫛引	823	560	1,383	749	529	1,278	743.0	527.4	1,270.4	2,842.0	44.7
朝日	122	378	500	111	371	482	117.8	411.9	529.7	949.8	55.8
温海	48	108	156	52	117	169	51.6	115.6	167.2	769.0	21.7
計	7,086	4,898	11,984	6,895	4,899	11,794	6,791.6	4,959.6	11,751.2	18,600.5	63.2

資料：鶴岡市農業委員会調べ

16. 耕作放棄地面積と農家数

地域別耕作放棄地面積



資料: 農林業センサス (H22 ※鶴岡市の合計と一致しない)

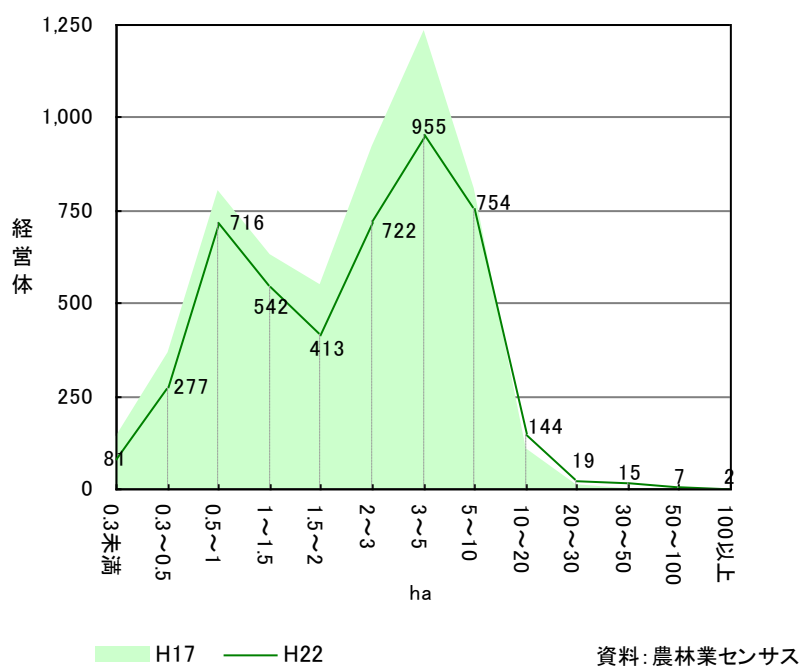
面積

単位: ha

	合計		販売農家		自給的農家		土地持ち非農家		計	販売農家	自給的農家	土地持ち非農家
	H17	H22	H17	H22	H17	H22	H17	H22				
鶴岡市	550	620	256	226	61	82	232	312	+13%	-12%	+35%	+34%
鶴岡※	137	162	62	64	13	14	63	84	+18%	+3%	+8%	+33%
藤島	43	42	23	21	5	3	15	18	-2%	-9%	-40%	+19%
羽黒	91	96	56	44	4	12	40	40	+5%	-21%	+203%	+0%
榎引※	61	67	32	22	7	9	21	36	+10%	-31%	+29%	+71%
朝日	65	65	34	19	7	13	23	33	+0%	-44%	+79%	+43%
温海	153	184	49	53	25	29	79	102	+20%	+8%	+16%	+30%

農林業センサス (※鶴岡市の合計は一致しない。)

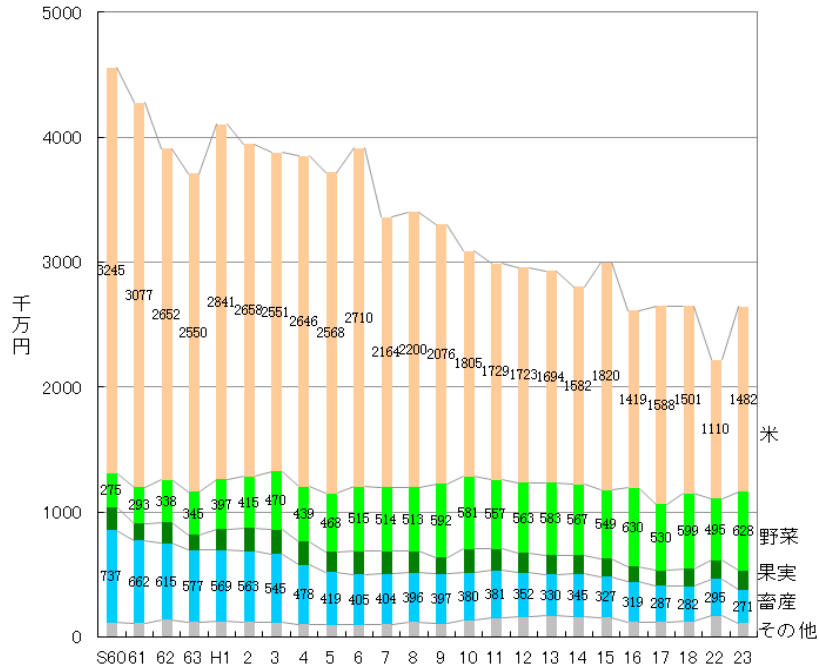
17. 経営耕地面積規模別経営体数



農業生産・販売データ

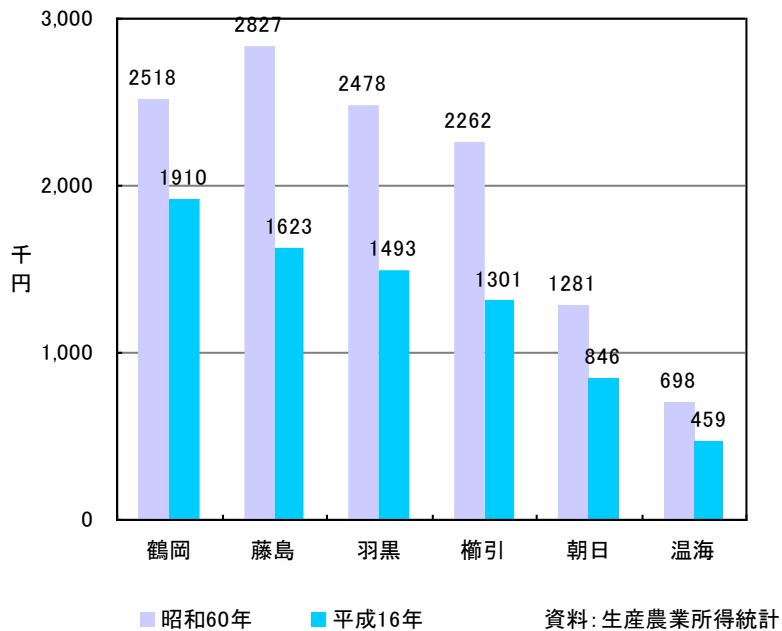
18. 類別農業産出額の推移

農業産出額の推移

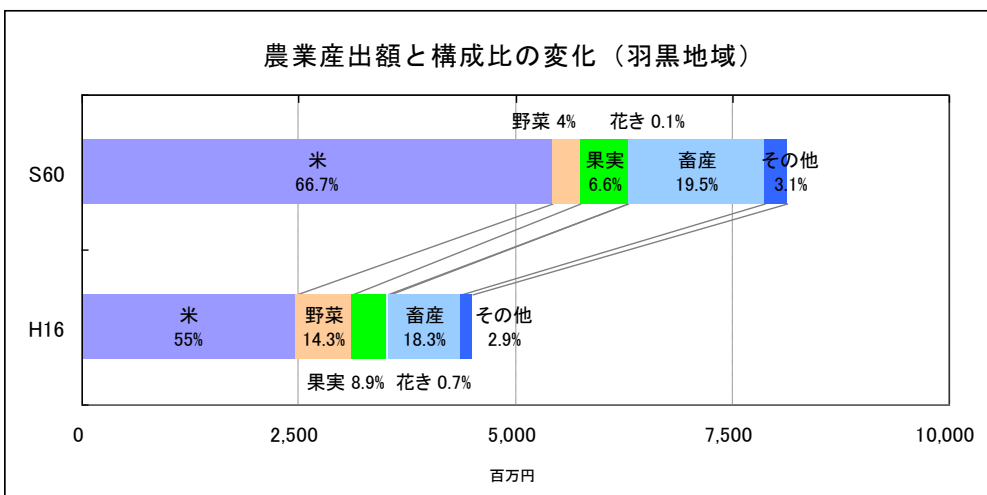
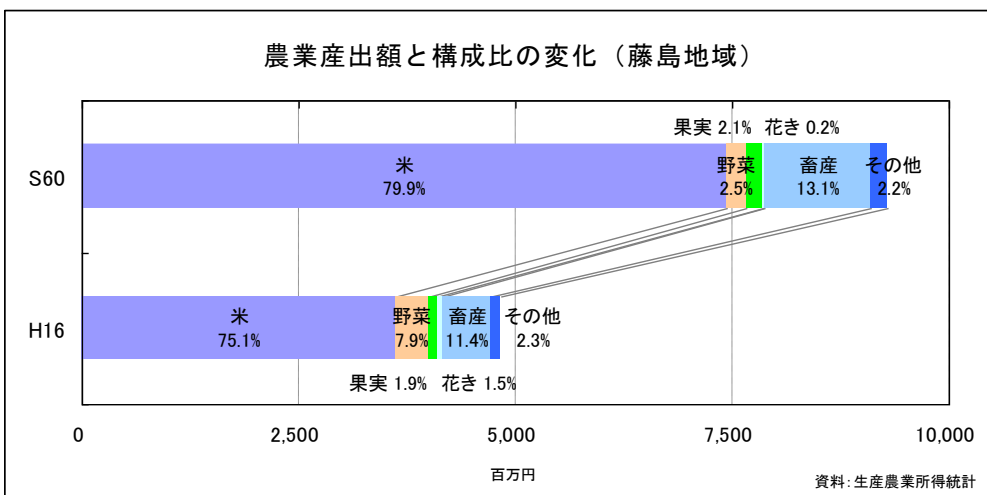
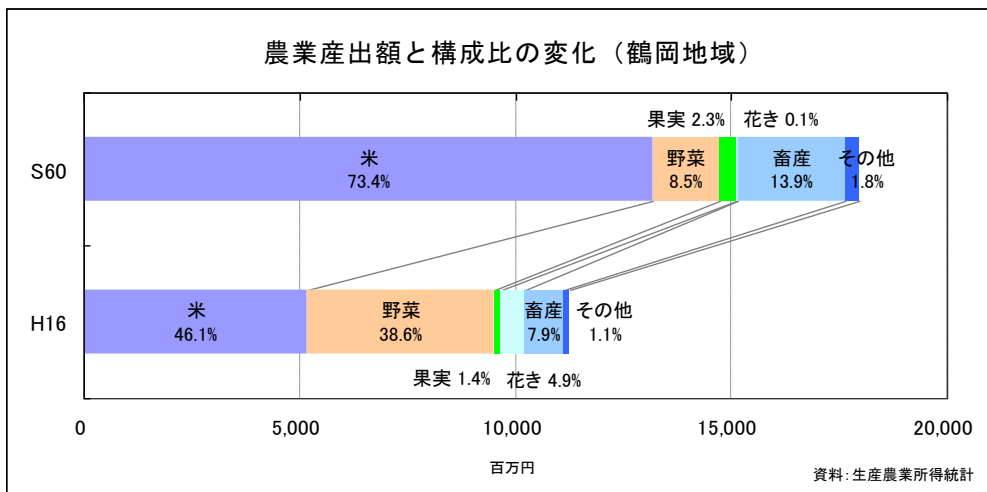


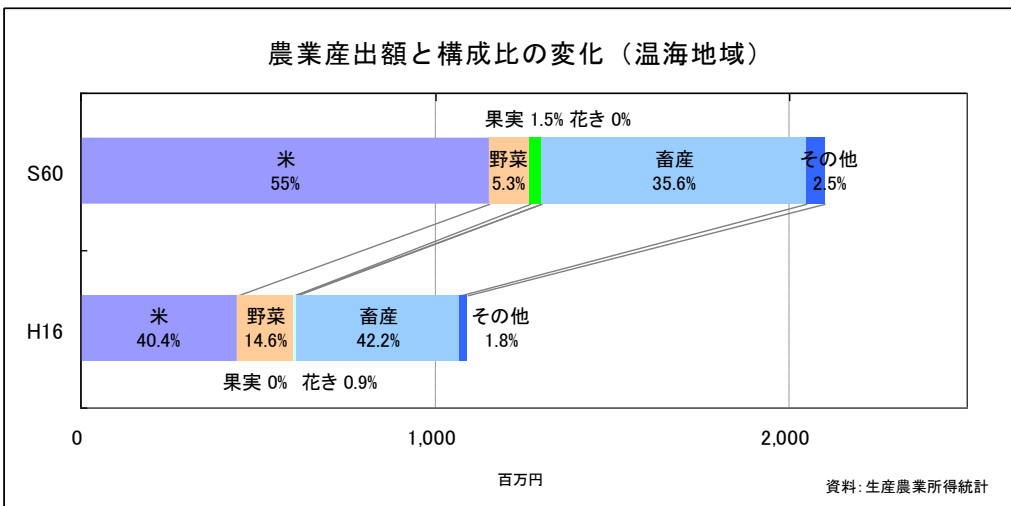
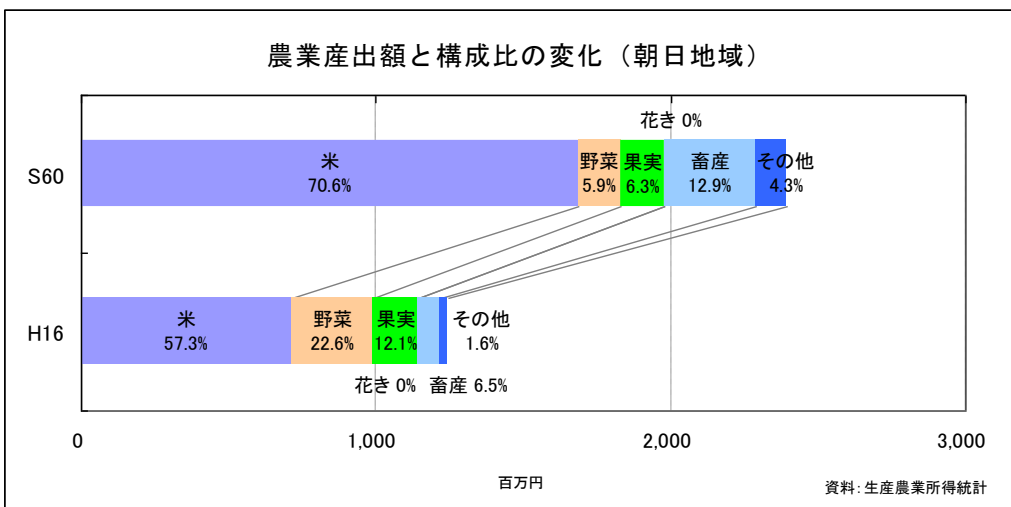
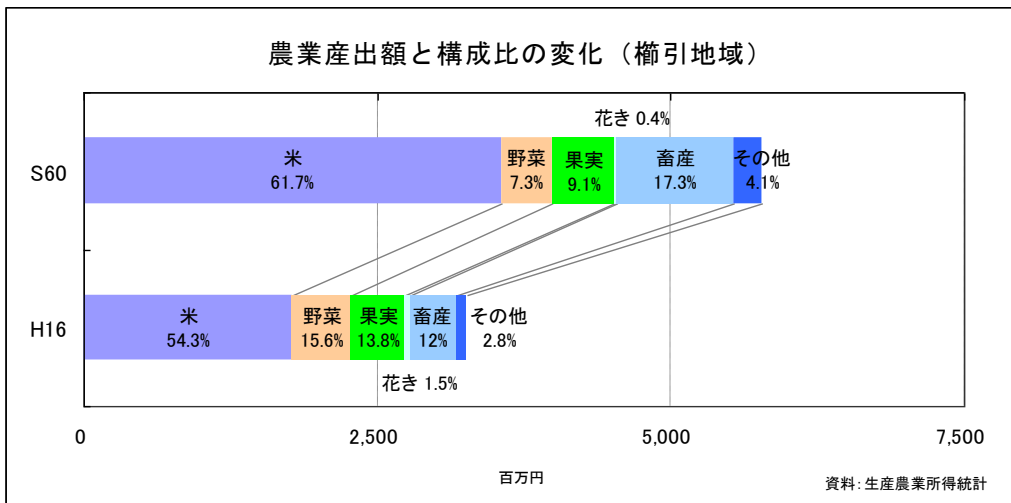
資料: 昭和60年～平成18年は生産農業所得統計
 平成22・23年は鶴岡市推計
 ※平成23年は、平成22年の推計方法と異なります。

19. 一戸当たり生産農業所得の変化

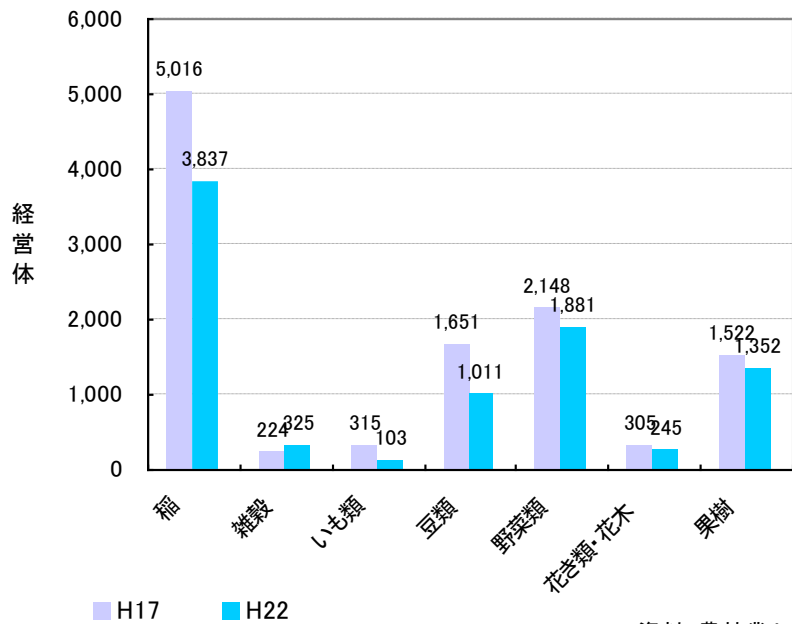


20. 地域別農業産出額と類別構成比の変化



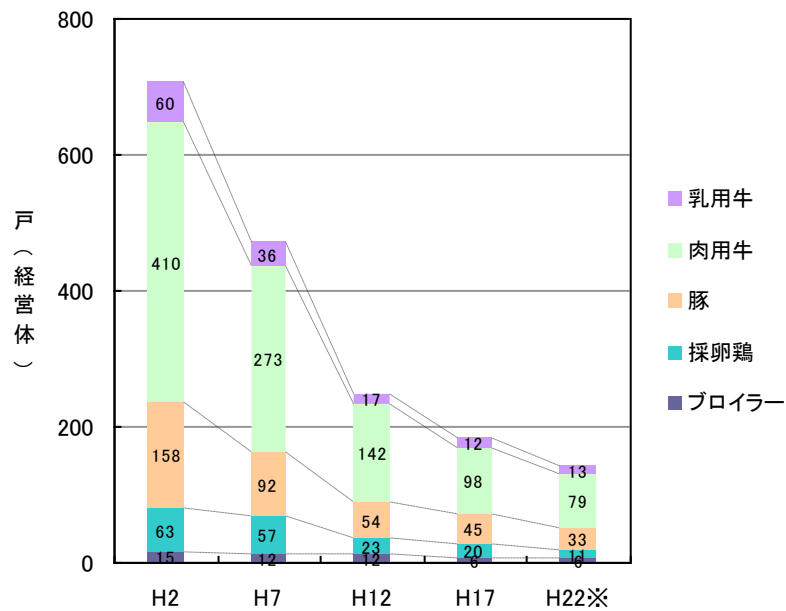


2 1. 販売目的で作付け（栽培）した作物の類別作付（栽培）経営体数



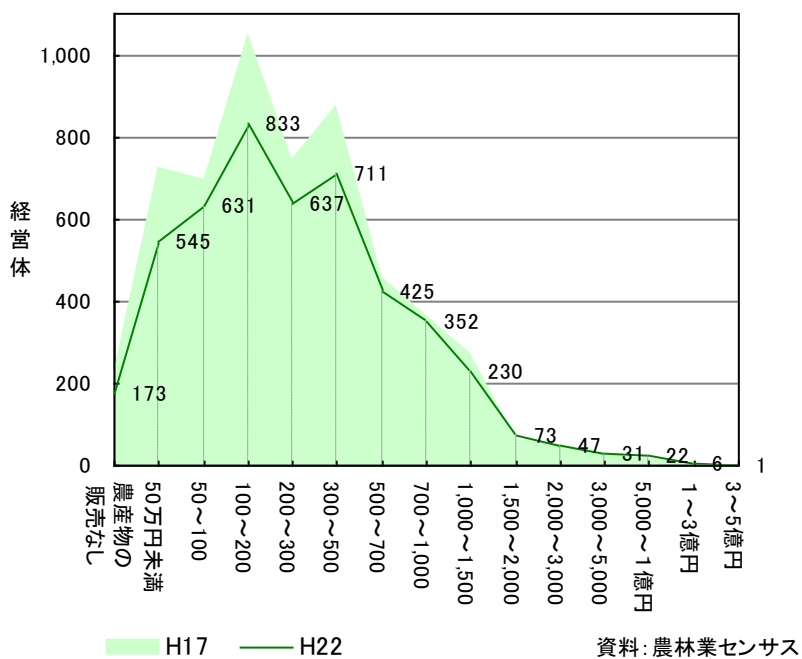
資料：農林業センサス

2 2. 販売目的の家畜飼育戸数の推移



資料：農林業センサス（※H2～17は販売農家、H22は農業経営体（総数））

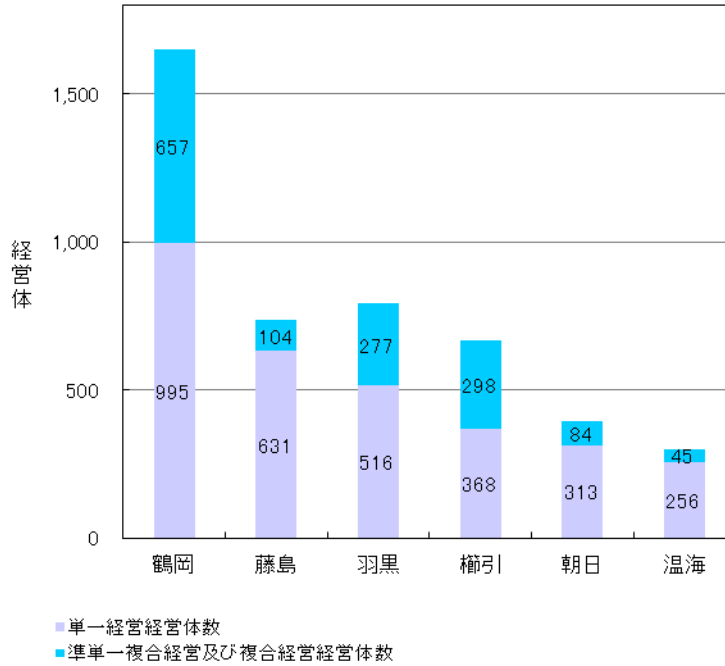
2 3. 農産物販売金額規模別経営体数



農業経営データ

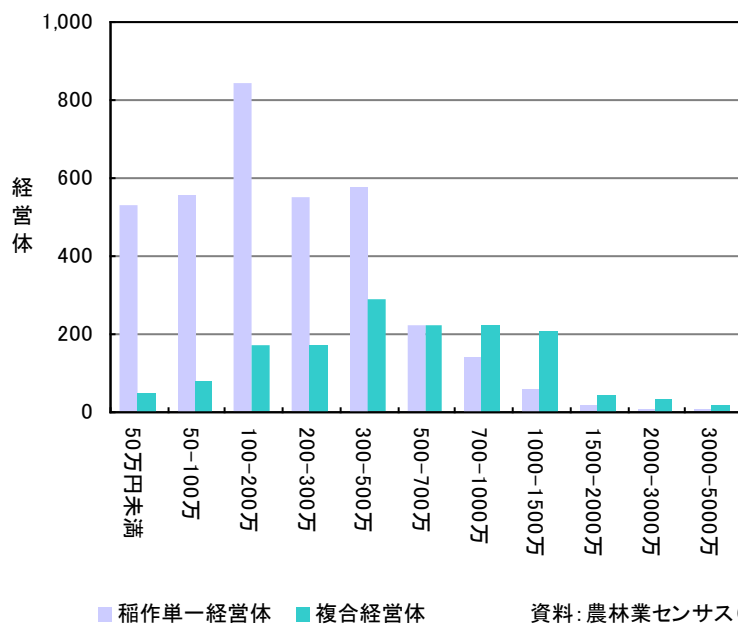
2 4. 地域別単一経営・複合経営の状況

単一経営・複合経営の状況



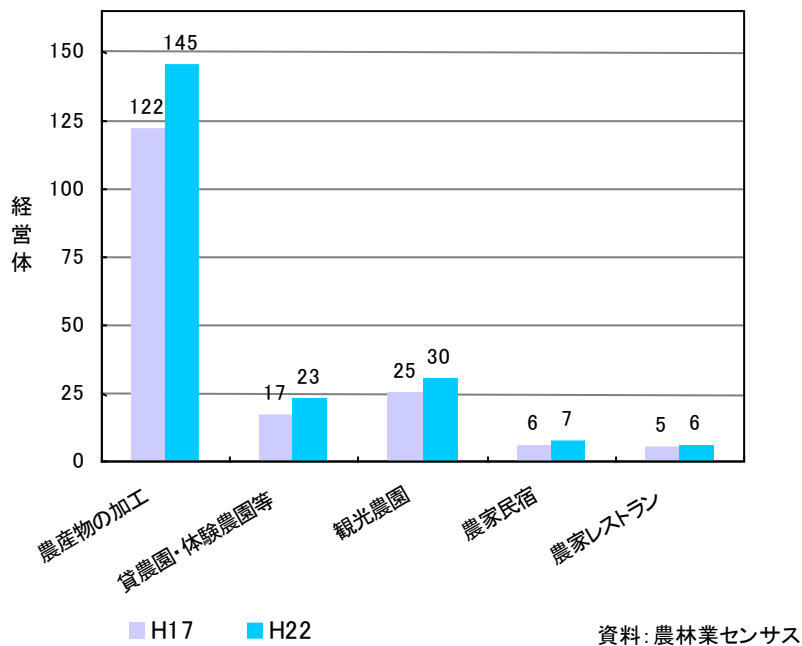
資料: 農林業センサス(H22 ※鶴岡市推計値)

2 5. 農産物販売金額規模別 稲作単一経営体・複合経営体数

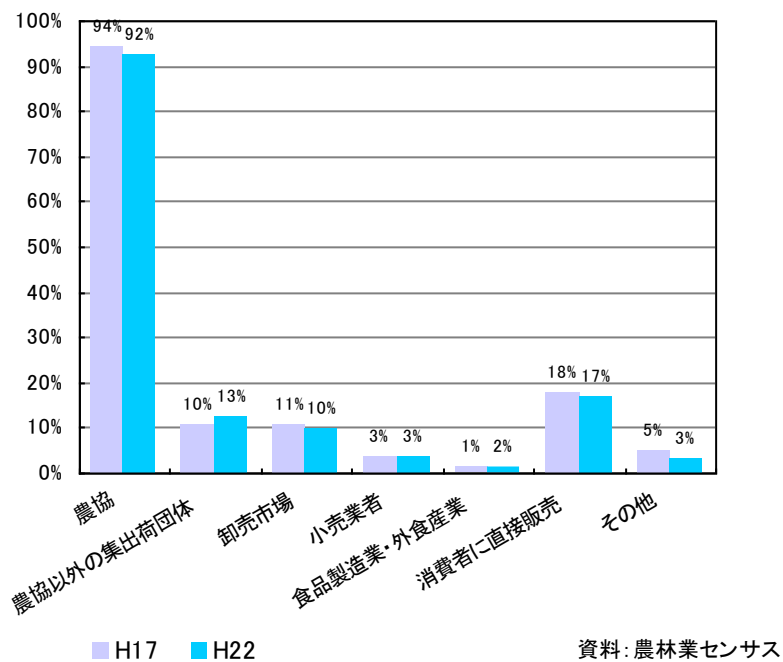


資料: 農林業センサス(H17)

26. 農業生産関連事業を行っている経営体数

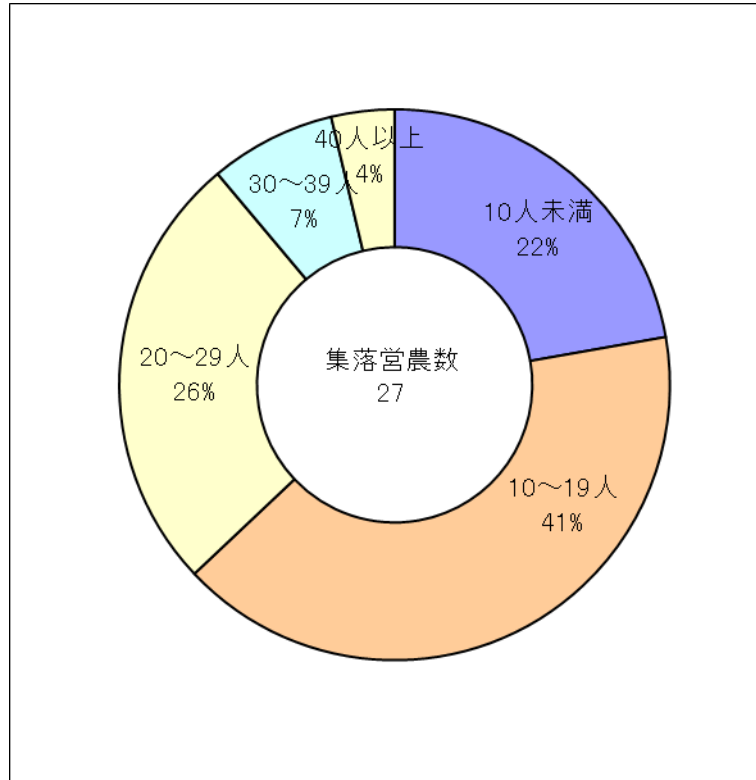


27. 農産物出荷先別経営体数



農業生産組織データ

28. 構成員数別集落営農数の割合



資料：鶴岡市調べ（平成25年4月現在）

29. 農業生産法人の状況

（単位：件、経営体）

	農業生産法人		経営面積(ha)		認定農業者	
	全体	株式会社等	全体	株式会社等	全体	株式会社等
鶴岡	21	15	473.1	254.1	18	12
藤島	17	8	330.4	111.7	15	7
羽黒	7	5	139.2	64.1	6	4
櫛引	6	4	124.9	86.7	4	3
朝日	1	1	0.4	0.4	0	0
温海	0	0	—	—	0	0
計	52	33	1068	517	43	26

鶴岡市農業委員会調べ（平成25年4月現在）

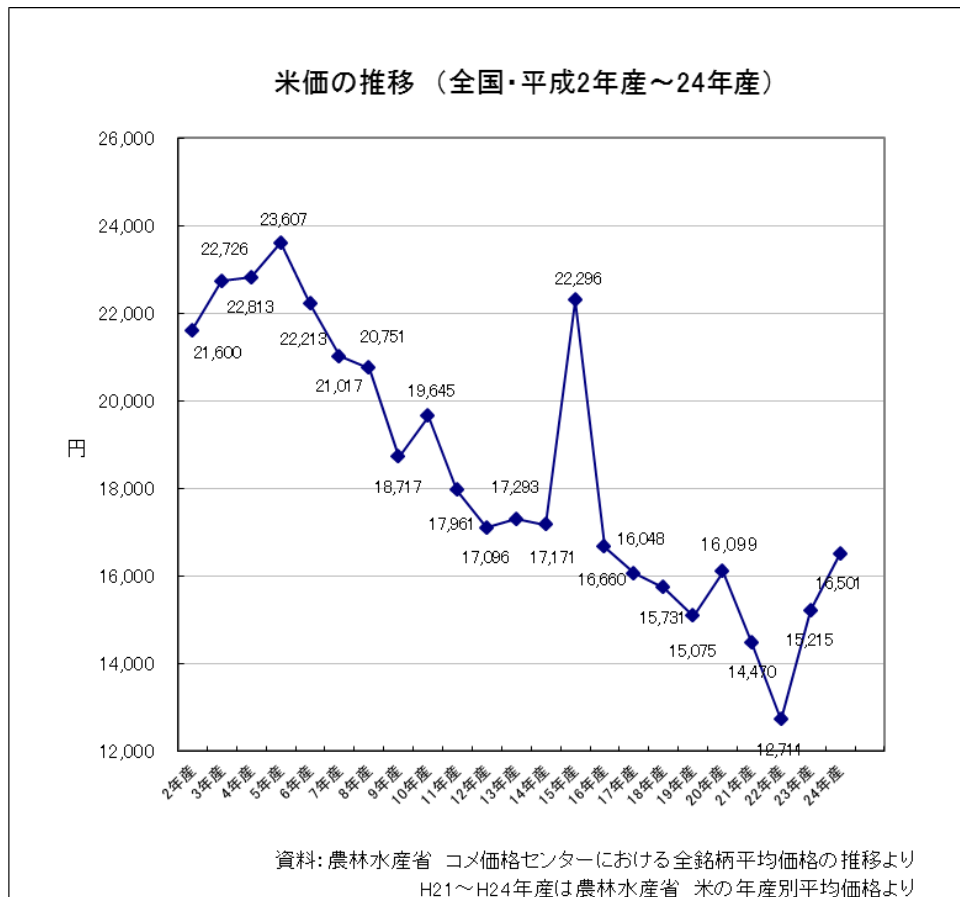
[参考資料]

○米の生産量と需要量の推移（全国）

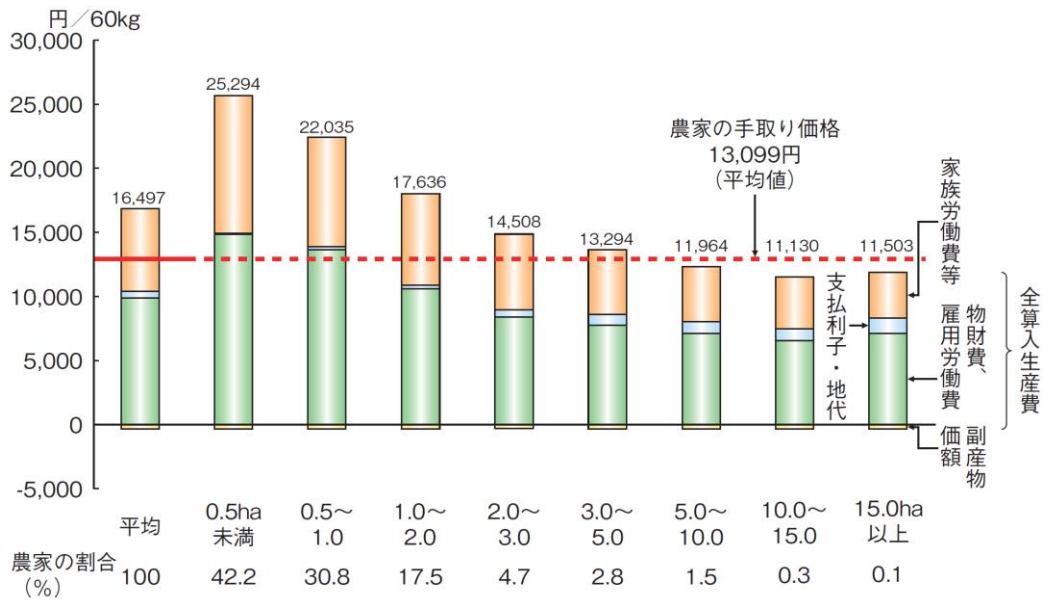


資料：農林水産省「水稻の作付面積及び予想収穫量」、「食料需給表」

○米価の推移（全国・平成2年産～24年産）

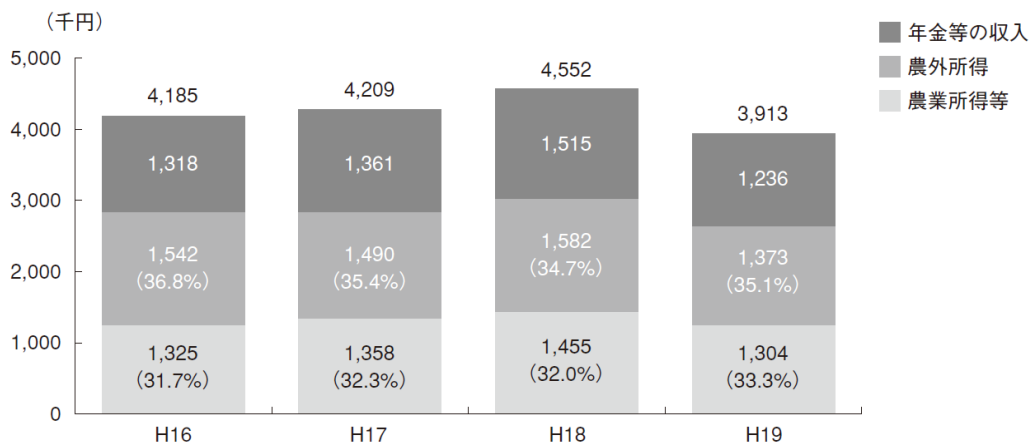


○経営規模別の米の生産費（全国）



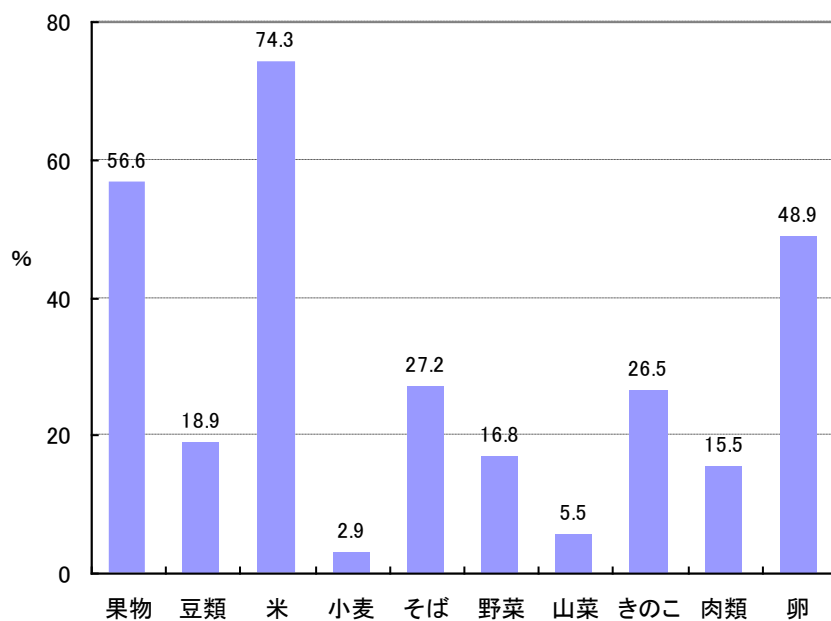
資料：平成 21 年度 食料・農業・農村白書

○販売農家一戸当たりの農家総所得（山形県）



資料：山形県農林水産業振興計画

○県内食品製造企業における主要加工原料仕入割合（山形県）



（単位:t、%）

	原料仕入総量	県内産仕入総量		県外産仕入総量		国外産仕入総量	
		数量	割合	数量	割合	数量	割合
果物	13,569	7,694	56.6	4,301	31.7	1,588	11.7
豆類	5,557	1,053	18.9	1,087	19.6	3,417	61.5
米	8,794	6,534	74.3	1,394	15.9	866	9.8
小麦	13,279	387	2.9	1,274	10	11,618	88
そば	2,122	578	27.2	612	28.9	932	43.9
野菜	30,636	5,136	16.8	12,931	42.2	12,568	41
山菜	2,183	119	5.5	26	1.2	2,037	93.3
きのこ	841	223	26.5	0	0	618	74
肉類	149	23	15.5	111	74.6	15	10
卵	64	31	48.9	8	12.3	25	38.8
その他	11,183	207	1.9	422	3.8	10,553	94.4

資料：山形県農産物需要開拓調査（平成17年度）



鶴岡食文化マーク

〔鶴岡市の特色ある食材とその背景にある文化を示す32の要素で構成し、鶴岡食文化の多様性、豊かさを表現している〕